

長期計画 (分野別計画)

<案>

施策の体系

施策の大綱	基本施策	施策
水と緑豊かな地球環境にやさしいまち	水辺と緑に彩られた魅力あるまちの形成	水辺と緑のネットワークづくり
		身近な緑の育成
	環境負荷の少ない地域づくり	地域からの環境保全
		循環型社会の形成 低炭素社会への転換
未来を担う子どもを育むまち	安心して子どもを産み、育てられる環境の充実	保育サービスの充実 子育て家庭への支援
	知・徳・体を育む魅力ある学び舎づくり	確かな学力・豊かな人間性・健やかな体の育成
		安心して通える楽しい学校（園）づくりの推進
		地域や教育関係機関との連携による教育力の向上
	子どもの未来を育む地域社会づくり	地域ぐるみの子育て家庭への支援
		健全で安全な社会環境づくり
地域の人材を活用した青少年の健全育成		
区民の力で築く元気に輝くまち	健全で活力ある地域産業の育成	区内中小企業の育成
		環境変化に対応した商店街振興
		安心できる消費者生活の実現
	個性を尊重し、活かしあう地域社会づくり	コミュニティの活性化
		地域で参加・還元できる生涯学習・スポーツの推進
		男女共同参画社会の実現
地域文化の活用と観光振興	文化の彩り豊かな地域づくり	
	地域資源を活用した観光振興	
ともに支えあい、健康に生き生きと暮らせるまち	健康で安心して生活できる保健・医療体制の充実	健康づくりの推進
		感染症対策と生活環境衛生の確保
		保健・医療施策の充実
	誰もが自立し、安心して暮らせる福祉施策の推進	総合的な福祉の推進
		地域で支える福祉の充実
		自立と社会参加の促進
住みよさを実感できる世界に誇れるまち	快適な暮らしを支えるまちづくり	計画的なまちづくりの推進
		住みよい住宅・住環境の形成
		ユニバーサルデザインのまちづくり
		便利で快適な道路・交通網の整備
	安全で安心なまちの実現	災害に強い都市の形成
		地域防災力の強化 事故や犯罪のないまちづくり

計画の実現に向けて	区民の参画・協働と開かれた区政の実現
	スリムで区民ニーズに的確に対応した行財政運営
	自律的な区政基盤の確立

施策シートの見方

施策の現状と課題について記しています。

施策を実現するための取り組みです。

基本施策1 水辺と緑に彩られた魅力あるまちづくり
施策1 水辺と緑のネットワークづくり

< 現状と課題 >

地球温暖化やヒートアイランド現象等の問題を通じて、都市における水辺や緑の重要性が再認識されています。

江東区では、江戸時代に形成された市街地の中で、多くの緑が神社や寺などの歴史的資源と一体となり、大切にされてきました。この緑が創り出す美しい景観は、江東区の特徴でもあります。一方で、親水公園やポケットエコスペース※1、水辺の散歩道、潮風の散歩道※2の整備など、区民が自然に親しめる、新たな空間づくりも行われてきました。

今後も豊かな水辺と緑を一層活用するため、水辺を活用した開発や緑化指導を進めるとともに、水辺と緑を活かした空間の創出と、生態系の回復と拡大のためのエコロジカルネットワーク※3の形成に対する取り組みが求められています。

< 施策が目指す江東区の姿 >

水辺の緑の帯と区内各所の緑が整備され、ヒートアイランド現象を緩和する風の道が確保されています。また、エコロジカルネットワークが形成され、自然と人とがともに支えあって生きています。

< 施策実現に関する指標 >

現状	目標値 [25年度]	数値 取組方法
1. 水辺と緑に豊かさを感ずる区民の割合	78.2% [平成21年度]	86% 区民アンケート
2. 区民1人当たり公園面積	8.88㎡ [平成21年度]	10㎡ 施設整備
3. 水辺・潮風の散歩道整備状況	19.41km [平成20年度]	24km ^{※2} 施設整備
4. ポケットエコスペース設置数	44箇所 [平成21年度]	50箇所 ^{※1} 施設整備
5. 水と緑に関するボランティア数	849人 [平成21年度]	1,000人 ^{※3} 施設整備

施策の成果や状況を測るためのモノサシです。

施策が目指す江東区の姿について記しています。

< 施策を実現するための取り組み >

①連続性のある水辺と緑の形成	
目的	水辺と緑を、区民にとって親しみやすいものにします。
取り組み	水辺に親しめる多彩な散歩道を整備し、河川・運河沿いの緑を育てることにより、緑を連続させて風の道を創出します。また、区民に親しまれる公園の整備・維持を行います。
②エコロジカルネットワークの形成	
目的	多様な生き物の生息・生育空間を相互につなげ、生態系の回復と拡大を図ります。
取り組み	生態系の調査を行い、生態系の分布を記載した冊子を作成し、区民への啓発を行います。また、エコロジカルネットワーク形成に必要な場所に、緑地を整備します。
③みんなでつくる水辺と緑と自然	
目的	区民・事業者・区が一体となって水辺と緑を活かした空間づくりを進めます。
取り組み	区民・事業者に対し、水辺と緑の維持管理に向けた協力を働きかけます。また、自然観察会の開催など、区民が身近で自然と触れ合える機会をつくります。

※1 ポケットエコスペース…水たまり、草原、木陰、つる植物の根根などでつくれた、生き物たちの庭のこと
 ※2 水辺の散歩道、潮風の散歩道…河川や運河沿いに、区民が水辺に親しめるように整備した散歩道のこと
 ※3 エコロジカルネットワーク…分断された多様な生物種の生息・生育空間を相互につなげること

施策実現に関する指標について

施策実現に関する指標とは、施策の取り組みの成果をできるだけわかりやすく単純化、数値化した形で表したものです。

施策実現に関する指標は、事業量の大きさを表す指標（アウトプット指標）、取り組みが最終的に地域社会に及ぼす質的な成果を表す指標（アウトカム指標）を中心としています。

施策実現に関する指標の目標達成は、区だけの努力で実現するものではなく、区民・事業者・都・国などとの協働の上に実現できるものです。

施策実現に関する指標の見方

施策の成果や状況を測るためのモノサシです。

<施策実現に関する指標>

	現状値	目標値 (26年度)	数値 取得方法
1. 水辺と緑に豊かさを感じる区民の割合	78.2% (平成21年度)	85%	区民アンケート
2. 区民1人当たり公園面積	8.88㎡ (平成21年度)	10㎡	業務取得
3. 水辺・潮風の散歩道整備状況	19,411m (平成20年度)	25,042m	業務取得
4. ポケットエコスペース設置数	44箇所 (平成21年度)	54箇所	業務取得
5. 水と緑に関するボランティア数	646人 (平成21年度)	—	業務取得

指標の現状値です。現状値を把握できないものについては、「-」を記入しています。

平成26年度の目標値です。指標の種類により、以下の2つのパターンがあります。

1. 目標値を数値で示す場合
2. 状況的な指標であり、その推移を見ていく場合（目標値は「-」）

1 . 水と緑豊かな地球環境にやさしいまち

基本施策 1 水辺と緑に彩られた魅力あるまちの形成

施策 1 水辺と緑のネットワークづくり

< 現状と課題 >

地球温暖化やヒートアイランド現象等の問題を通じて、都市における水辺や緑の重要性が再認識されています。

江東区では、江戸時代に形成された市街地の中で、多くの緑が神社や寺などの歴史的資源と一体となり、大切にされてきました。この緑が創り出す美しい景観は、江東区の特徴でもあります。一方で、親水公園やポケットエコスペース 1、水辺の散歩道、潮風の散歩道 2 の整備など、区民が自然に親しめる、新たな空間づくりも行われてきました。

今後も豊かな水辺と緑を一層活用するため、水辺を活用した開発や緑化指導を進めるとともに、水辺と緑を活かした空間の創出と、生態系の回復と拡大のためのエコロジカルネットワーク 3 の形成に対する取り組みが求められています。

< 施策が目指す江東区の姿 >

水辺の緑の帯と区内各所の緑が整備され、ヒートアイランド現象を緩和する風の道が確保されています。また、エコロジカルネットワークが形成され、自然と人とがともに支えあって生きています。

< 施策実現に関する指標 >

	現状値	目標値 (26年度)	数値 取得方法
1. 水辺と緑に豊かさを感じる 区民の割合	78.2% (平成21年度)	85%	区民アンケート
2. 区民1人当たり公園面積	8.88㎡ (平成21年度)	10㎡	業務取得
3. 水辺・潮風の散歩道整備状況	19,411m (平成20年度)	25,042m	業務取得
4. ポケットエコスペース設置 数	44箇所 (平成21年度)	54箇所	業務取得
5. 水と緑に関するボランティア数	646人 (平成21年度)		業務取得

< 施策を実現するための取り組み >

連続性のある水辺と緑の形成	
目的	水辺と緑を、区民にとって親しみやすいものにします。
取り組み	水辺に親しめる多彩な散歩道を整備し、河川・運河沿い等の緑を育てることにより、緑を連続させて風の道を創出します。また、区民に親しまれる公園の整備・維持を行います。
エコロジカルネットワークの形成	
目的	多様な生き物の生息・生育空間を相互につなげ、生態系の回復と拡大を図ります。
取り組み	生態系の調査を行い、生態系の分布を記載した冊子を作成し、区民への啓発を行います。また、エコロジカルネットワーク形成に必要な場所に、緑地を整備します。
みんなで作る水辺と緑と自然	
目的	区民・事業者・区が一体となって水辺と緑を活かした空間づくりを進めます。
取り組み	区民・事業者に対し、水辺と緑の維持管理に向けた協力を働きかけます。また、自然観察会の開催など、区民が身近で自然と触れ合える機会をつくります。

-
- 1 ポケットエコスペース・・・水たまり、草原、木陰、つる植物の垣根などでつくった、生き物たちの庭のこと
 - 2 水辺の散歩道、潮風の散歩道・・・河川や運河沿いに、区民が水辺に親しめるように整備した散歩道のこと
 - 3 エコロジカルネットワーク・・・分断された多様な生物種の生息・生育空間を相互につなげること

施策2 身近な緑の育成

< 現状と課題 >

都市環境保全のためには、新たな緑地づくりが必要です。しかしながら、土地利用が進んだ江東区では、公園など公共施設整備による新たな緑地づくりは難しい状況です。このため、屋上緑化の助成制度を設け、区民の緑地づくりを支援していますが、制度が十分に活用されていません。

現在、区民からは、公園や河川沿いの緑が、江東区の特色ある風景を創り出しているとの評価を受けています。しかし、生活に身近な緑は少なくなっていると感じる区民も多く、特に道路沿いの緑が増えることを望む声が高まっています。

こうしたことから、水辺や道路、公共施設の緑化のほか、新たな建築物に対する緑化指導を進めるとともに、区民や事業者と連携して、屋上緑化・壁面緑化などさまざまな工夫を行い、緑豊かなまちを形成していくことが求められています。

< 施策が目指す江東区の姿 >

区民の緑に対する愛着と、緑を守り育てる心が育まれ、緑の中の都市「CITY IN THE GREEN」が実現されています。

< 施策実現に関する指標 >

	現状値	目標値 (26年度)	数値 取得方法
6. <u>緑被率</u> ①	16.68% (平成17年度)	18.77%	業務取得
7. 区立施設における新たな緑化面積			業務取得
8. 街路樹本数	8,998本 (平成20年度)	13,500本	業務取得
9. 区民・事業者による新たな緑化面積			業務取得

< 施策を実現するための取り組み >

公共施設の緑化	
目的	区民の緑への愛着を育むとともに、公共施設周辺の気温上昇を防止します。
取り組み	地域が一体となって、公園や、小学校にある校庭の芝生化を推進します。また、公共施設での屋上緑化や壁面緑化を進めます。
歩行者が快適さを感じる道路緑化	
目的	道路沿いの緑を増やし、区民が緑に囲まれ、心安らげる空間をつくります。
取り組み	街路樹を増やすとともに、シンボリックな並木道等を整備します。また、地域と連携して街路樹の維持管理を行います。
区民・事業者・区による緑化推進	
目的	区民・事業者・区が協力して、緑豊かなまちをつくります。
取り組み	区民・事業者に対する緑化指導を推進するとともに、屋上(壁面)緑化と生垣に対する助成制度の充実と普及を図ります。さらに、歴史・文化を伝える緑の保全・再生を行います。

1 緑被率・・・ある地区の樹木や草花などで覆われた土地の占める割合のこと

基本施策2 環境負荷の少ない地域づくり

施策3 地域からの環境保全

< 現状と課題 >

さまざまな生活環境を取り巻く問題の中で、大気汚染や水質汚濁の状況は、近年改善に向かっていきます。これは、東京都によるディーゼル車排出ガス規制の導入など、多様な取り組みが進んだことによるものです。

しかし、地球温暖化対策については、江東区ではマンション建設の急増に伴う人口増加と、臨海地域の開発によって、オフィスビルや店舗、家庭から排出される温室効果ガスが増え続けており、これに対する取り組みが大きな課題となっています。

こうしたことから、更なる温室効果ガス排出量の削減と、区民が安全で快適に暮らせる生活環境の実現に向けて、区民一人一人の環境意識の向上と、区民・事業者・区が一体となった、環境改善への取り組みが求められています。

< 施策が目指す江東区の姿 >

区民一人一人が環境保全を意識した取り組みを行っています。また、区民・事業者・区が連携し、地域が一体となって、快適な環境を実現しています。

< 施策実現に関する指標 >

	現状値	目標値 (26年度)	数値 取得方法
10. 環境に配慮した行動に取り組む 区民の割合	51.7% (平成21年度)	60%	区民アンケート
11. 環境学習情報館「えこっくる江東」利用者数	22,404人 (平成20年度)	27,000人	業務取得
12. 江東区の二酸化炭素(CO ₂)削減量の目標値を知っている区民の割合		50%	区民アンケート
13. <u>大気</u> の環境基準達成割合 1 (二酸化窒素(NO ₂)) (浮遊粒子状物質(SPM))	100% 100% (平成20年度)	100% 100%	業務取得

14. 河川水質（BOD）の環境基準達成割合 2	100% （平成 20 年度）	100%	業務取得	
15. 道路交通騒音の環境基準達成割合 3				
	（昼間）	65%	80%	業務取得
	（夜間）	40%	60%	
	（平成 20 年度）			

< 施策を実現するための取り組み >

環境意識の向上	
目的	区民の環境問題に対する理解を深め、環境に配慮した積極的な行動を促します。
取り組み	区民に対し、環境問題に関する啓発や情報発信を行います。また、区独自のエコポイント制度の導入や環境家計簿の普及に取り組みます。
計画的な環境保全の推進	
目的	区民・事業者・区が共通の目標を持ち、ともに環境保全を進めます。
取り組み	二酸化炭素（CO ₂ ）削減量の具体的な数値目標を掲げる等、地球温暖化対策に重点を置いた環境基本計画を策定します。また、計画の実現に向けて、区民・事業者・区がともに二酸化炭素（CO ₂ ）の削減に取り組みます。
公害等環境汚染の防止	
目的	地域が一丸となって公害のない快適な生活環境を実現します。
取り組み	区民・事業者に対して公害防止のための必要な調査・指導・助成を行います。

1 大気環境基準達成割合・・・区内 3 測定局のうち、環境基本法に基づく環境基準を達成した測定局の割合

2 河川水質（BOD）の環境基準達成割合・・・区内 15 地点で年 4 回、水質調査を実施して得た数値のうち、環境基本法に基づく環境基準を達成した数値の割合。BODは、微生物が水中の有機物を分解するときに消費する酸素の量（生物化学的酸素要求量）のこと

3 道路交通騒音の環境基準達成割合・・・区内主要幹線道路沿線地点 20 箇所のうち、環境基本法に基づく環境基準を達成した地点の割合

施策4 循環型社会の形成

< 現状と課題 >

従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の生活様式は、限りある資源の枯渇、廃棄物の急増による最終処分場の逼迫、地球温暖化など、深刻な環境問題を引き起こしています。

一方、江東区は、23 区の最終処分場を地先に抱え、長年に渡り、ごみ問題と直面してきたことから、区民のごみ問題に対する意識は高く、早くから資源化への取り組みを進めてきました。平成 21 年 3 月には、最終処分場の延命を図るため、廃プラスチック等のサーマルリサイクル 1を実施するとともに、容器包装プラスチックの資源回収を導入し、ごみ減量への取り組みを積極的に進めています。

しかし、深刻化する環境問題を解決し、次の世代に良好な環境を引き継ぐためには、より一層の取り組みが必要です。江東区ではこれまで、3 R (リデュース・リユース・リサイクル) 2を推進してきましたが、今後は、これにリフューズとリペアを加えた5 R (リフューズ・リデュース・リユース・リペア・リサイクル) 3への取り組みが必要とされています。すべての人がライフスタイルや事業活動を見直し、環境に配慮した生活へ転換し、5 R を基本とする、環境負荷の少ない循環型社会を実現することが求められています。

< 施策が目指す江東区の姿 >

区民・事業者・区の連携による 5 R の取り組みにより、環境負荷の少ない循環型社会が実現されています。

< 施策実現に関する指標 >

	現状値	目標値 (26 年度)	数値 取得方法
16. 区民 1 人当たり 1 日のごみ量	613 g (平成 20 年度)	520 g	業務取得
17. 大規模建築物事業者による事業系廃棄物の再利用率	67.19% (平成 20 年度)	70%	業務取得
18. <u>資源化率 4</u>	23.3% (平成 20 年度)	30%	業務取得

< 施策を実現するための取り組み >

循環型社会への啓発	
目的	区民や事業者が、循環型社会づくりの担い手としての役割を理解し、行動するよう促します。
取り組み	区報やホームページ等、多様な情報媒体を活用するとともに、環境学習情報館「えこっくる江東」・区立小学校で行う環境学習等を通して、循環型社会への啓発を行います。
5 R（リフューズ・リデュース・リユース・リペア・リサイクル）の推進	
目的	ごみの減量を図るため、区民・事業者・区が一体となって5 Rを推進します。
取り組み	買い物袋の持参や包装の簡素化に関するPRを行います。また、粗大ごみの再利用、リユース食器の貸し出し、資源回収の拡大等、区民・事業者の5 Rに対する取り組みを支援するとともに、更なるごみの減量に向けた取り組みを検討します。

-
- 1 サーマルリサイクル・・・廃棄物を焼却し、そこで発生するエネルギーを回収・利用すること
 - 2 3 R（リデュース・リユース・リサイクル）・・・ごみを減らすための、Rではじまる3つの行動のこと。「ごみをつくらない（発生させない）こと」（リデュース）、「繰り返し使うこと」（リユース）、「資源として再生利用すること」（リサイクル）を意味する。
 - 3 5 R（リフューズ・リデュース・リユース・リペア・リサイクル）・・・3 Rに、「ごみになるものを断ること」（リフューズ）、「修理して使うこと」（リペア）を加えた5つの行動のこと
 - 4 資源化率...区が収集した燃やすごみ・燃やさないごみと資源物の合計量のうち、資源物の占める割合のこと。資源物は、集積所回収・拠点回収・集団回収で回収したものと、不燃ごみ処理センターで不燃ごみから回収したものを含む。

施策5 低炭素社会への転換

< 現状と課題 >

地球温暖化は、私たちの経済活動や生活全般に深くかかわる問題です。地球温暖化を防ぐためには、区民・事業者・区があらゆる領域で協力し、二酸化炭素（CO₂）の排出量の最小化を目指す低炭素社会を実現しなければなりません。

江東区ではこれまでも、地球温暖化防止のため、区民・事業者の環境に配慮した取り組みに対して、支援を行ってきました。しかし、国は現状のままの取り組みでは京都議定書の温室効果ガス削減目標の達成は困難と見込んでおり、住宅・建築物の省エネ性能の向上や交通対策などの更なる取り組みが必要であるとしています。

こうしたことから、地域におけるエネルギーの有効利用の推進など、二酸化炭素（CO₂）排出量の削減に向けた取り組みをさらに充実させ、区民・事業者と協力して、低炭素社会の実現を目指すことが求められています。

< 施策が目指す江東区の姿 >

省エネルギーのための取り組みや、自然エネルギー等の利用が進み、二酸化炭素（CO₂）の排出が少ない低炭素社会が実現されています。

< 施策実現に関する指標 >

	現状値	目標値 (26年度)	数値 取得方法
19. 区民1人当たりの二酸化炭素（CO ₂ ）排出量	6.0 t (平成17年度)	4.6 t	業務取得
20. 地球温暖化防止設備導入助成件数累計		3,500 件	業務取得
21. 自然エネルギー設備を導入した区施設数 (風力発電施設) (太陽光発電施設) (雨水利用施設)	2 施設 6 施設 47 施設 (平成21年度)	2 施設 9 施設 51 施設	業務取得

22. 庁有車の低公害車導入率	72.1% (平成 20 年度)	100%	業務取得
23. カーボンマイナスこどもアクション延べ参加企業数累計	46 団体 (平成 21 年度)	250 団体	業務取得
24. 江東区役所の二酸化炭素(CO ₂)排出量	20,478t (平成 19 年度)	18,430t	業務取得

< 施策を実現するための取り組み >

自然エネルギー等の利用促進	
目的	自然エネルギー等の利用を促進し、環境負荷を低減させます。
取り組み	自然エネルギーを利用した太陽光発電システムや省エネルギー設備などの導入を促進します。また公共施設の改築・整備にあわせ自然エネルギー設備や省エネルギー設備を導入します。
エネルギー使用の合理化の推進	
目的	地域におけるエネルギー利用の合理化を図り、温室効果ガスの排出量を削減します。
取り組み	低公害車の普及や公共交通の利用を促進します。また、一定規模の開発の機会を捉え、地域冷暖房や未利用エネルギー等を積極的に導入したまちづくりを行います。
パートナーシップの形成	
目的	区民・事業者が自ら、低炭素社会への転換へ向けた啓発・取り組みの担い手となります。
取り組み	カーボンマイナスこどもアクションやエコ事業所の仕組みづくり等、区民・事業者・区が一体となって低炭素社会への転換に向けた取り組みを展開します。

2 . 未来を担う子どもを育むまち

基本施策3 安心してこどもを産み、育てられる環境の充実

施策6 保育サービスの充実

< 現状と課題 >

江東区では、全国と同様に出生率は低水準にとどまっていますが、大規模マンション等の建設に伴う転入者の増加により、南部地域をはじめ、既成市街地においても年少人口が急増し、今後も増大する見込みです。また、女性の社会進出も進んでいるために、保育サービスに対する需要は極めて高い状況です。これに対し、区は待機児童解消を最重要課題の一つに位置づけ、積極的に保育施設の整備に取り組んでいますが、依然として多くの待機児童が発生しています。

また、在宅で子育てをする人は、一時保育など柔軟な保育サービスの提供を望んでいます。

このことから、引き続き保育施設の整備に力を注ぐとともに、多様な保育サービスを需要や地域バランスに考慮して展開する必要があります。

< 施策が目指す江東区の姿 >

保育施設が十分整備されているとともに、多様な保育サービスが提供され、安心してこどもを産み、育てることができます。

< 施策実現に関する指標 >

	現状値	目標値 (26年度)	数値 取得方法
25. 保育所待機児童数	312人 (平成21年4月)	0人	業務取得
26. 一時保育の利用者数	10,010人 (平成20年度)	29,000人	業務取得

< 施策を実現するための取り組み >

保育施設の整備	
目的	保育所待機児童を解消するとともに、入所児童が安全・快適に過ごすことができる施設環境を確保します。
取り組み	地域需要に応じて、認可保育所 1、認証保育所 2、家庭福祉員 3等の保育施設の整備を進めます。また、保育施設の改修や設備の拡充を行います。
多様な保育サービスの提供	
目的	多様な保育ニーズを持つ子育て家庭を支援します。
取り組み	延長保育、病後児保育など、保護者の多様な就労形態や家庭環境に応じた柔軟な保育サービスを提供します。また、一時保育事業の拡充等により、在宅で子育てを行う保護者を支援します。

1 認可保育所...児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた施設の広さ、保育士の数、給食設備などの設置基準をクリアし都道府県知事が認可した保育所。地方自治体が運営する保育所（公立）と、社会福祉法人などが運営する保育所（私立）がある。

2 認証保育所...多様化する大都市の保育ニーズに対応するために東京都が創設した保育所制度で、都独自の基準により設置・運営されている。

3 家庭福祉員...保育士・教員などの資格または育児経験など一定の資格要件を満たし、養成講習を受けた人を区が家庭福祉員として認定し、家庭福祉員の自宅の専用室において、家庭的雰囲気の中で保育を行う制度

施策7 子育て家庭への支援

< 現状と課題 >

核家族化の進展や地域コミュニティにおける結びつきの希薄化などにより、子育てに不安を持つ家庭や、地域社会において孤立感を感じる家庭が増えています。江東区においても、臨海部を中心とした大規模マンション等の建設により、急激に年少人口が増加する中で、転入者や居住年数の短い区民が増加しており、子育て家庭の不安や孤独感の解消に今後も取り組む必要があります。

子育て家庭への支援には、身近な人や子育て中の親同士の気軽な会話や情報交換、アドバイスなどが有効なことも多いため、育児の喜びを共有化できる子育ての仲間づくりができる場と利用しやすい環境の整備が求められています。

また、子育て家庭に対する経済的な支援を、目的、効果、対象範囲を考慮しながら引き続き行っていく必要があります。

< 施策が目指す江東区の姿 >

子育て家庭がさまざまな場面でサポートを受けることができ、楽しく子育てをしています。

< 施策実現に関する指標 >

	現状値	目標値 (26年度)	数値 取得方法
27. 子育てがしやすいと思う保護者の割合	46.6% (平成21年度)	75%	区民アンケート
28. 子育てひろば利用者数	235,444人 (平成20年度)	263,800人	業務取得
29. 区内の子育て情報が入手しやすいと思う保護者の割合	46.4% (平成21年度)	75%	区民アンケート
30. 認可外保育施設保護者負担軽減事業の助成件数	14,913件 (平成20年度)	32,800件	業務取得

< 施策を実現するための取り組み >

子育て支援機能の充実	
目的	子育て支援にかかわる関係施設などの機能を拡充することにより、子育て家庭の育児負担の軽減を図ります。
取り組み	子ども家庭支援センターにおいて、子育て相談・ひろばの実施、各種講座の開催等の子育て支援策の充実に努めます。また、児童館や保育園等、地域に密着した施設における子育て支援機能の拡充等に取り組みます。
多様なメディアによる子育て情報の発信	
目的	子育て中の親が、必要に応じて手軽に育児に関する情報を入手することができる環境を整えます。
取り組み	「子育て便利帳」などの子育て情報冊子の作成に加え、区内の各種施設における乳幼児向け設備の情報など、区民が必要とする育児情報を、紙媒体やケーブルテレビ、インターネット、携帯電話等さまざまなメディアを活用しながら、子育て家庭のニーズに合わせ発信していきます。
子育て家庭への経済的支援	
目的	こどもの保健の向上や健全な育成のため、子育て家庭の経済的な負担を軽減します。
取り組み	児童手当等の支給や子ども医療費助成等により、子育て家庭の生活面における経済的支援を行います。また、認可外保育施設等にこどもを預ける家庭の育児費用負担の軽減を図ります。さらに、小・中学校児童・生徒の就学を支援します。

基本施策 4 知・徳・体を育む魅力ある学び舎づくり

施策 8 確かな学力・豊かな人間性・健やかな体の育成

< 現状と課題 >

平成 18 年の教育基本法の改正により、知・徳・体の調和が取れ、自己実現を目指す自立した人間を育成することなどが目標として掲げられました。

江東区においても、自ら学び、考え、行動し、他人への思いやりと責任感を持ったこどもを育成するため、知性ととともに、感性・道徳心や体力を育むための各種の教育施策を推進しています。

しかし、区民は、学校教育の現在の環境は、以前と比べて悪くなっていると認識しています。

こうしたことから、確かな学力と豊かな人間性、健やかな体を育成する学校教育の一層の充実が求められています。

また、団塊世代の大量退職等によって、若手教員の割合が増えることが見込まれています。多様化する教育課題に適切に対応し、効果的な指導を行えるよう、教員の資質・能力の向上が喫緊の課題です。

< 施策が目指す江東区の姿 >

学校教育の充実が図られ、確かな学力・思いやりの心・健康な身体が育まれています。

< 施策実現に関する指標 >

	現状値	目標値 (26 年度)	数値 取得方法
31. 全国学力調査で全国平均を 100 としたときの区の数値 (小学校) (中学校) (平成 21 年度)	104.0 96.6	106 100	業務取得
32. 地域活動、ボランティア活 動、キャリア体験学習に参加し た児童・生徒の割合		100%	業務取得
33. 体力診断テストで全国平均 を 100 としたときの区の数値 (小学校) (中学校) (平成 20 年度)	98.8 91.7	100 100	業務取得

34. 教職員研修・研究会への1人当たりの年間平均参加回数		12回	業務取得
-------------------------------	--	-----	------

< 施策を実現するための取り組み >

学習内容の充実	
目的	基礎的・基本的な学力と自ら学び・考える力を育成します。
取り組み	学力強化講師の配置や補習教室の実施など、基礎学力の向上を図るとともに、外国人講師の活用やコンピューター教育の推進など特色ある授業内容の充実に努めます。
思いやりの心の育成	
目的	社会性を有し、相手の気持ちを感じることができる心を育みます。
取り組み	児童・生徒の発達段階に応じた人間関係づくりの指導を行うとともに、キャリア体験、ボランティア活動などさまざまな体験学習や各種行事を通じて、社会や他者を共感的に理解できる気持ちを育みます。
健康・体力の増進	
目的	児童・生徒の健康・体力の増進を図ります。
取り組み	体育授業の充実や部活動の活性化などにより、継続的な運動習慣を身につけることができるようにします。また、食育等の健康教育の推進により、児童・生徒の生活習慣の改善と健康増進を図ります。
教員の資質・能力の向上	
目的	教員の資質・能力の向上を図ります。
取り組み	効果的な指導方法の習得やコミュニケーション能力の向上を図るため、各教科の指導法や教育相談、人権教育、問題行動の未然防止等の研修を指導室・教育センターが中心となって実施します。

施策9 安心して通える楽しい学校（園）づくりの推進

< 現状と課題 >

いじめや不登校など児童・生徒の健全育成にかかる問題が顕在化し、社会問題となっています。また、各種調査においても、不登校のこどもを持つ家庭へのサポートを求める区民の意見が多く見られます。

このため江東区では、相談体制の強化など不登校対策の充実を図っていますが、不登校生徒の出現率は依然として高い数値となっています。また、発達障害等のある児童生徒の増加や小1プロブレム 1、中1ギャップ 2などの新たな課題も出現しています。

こうしたことから、今後も相談による支援を進めるとともに、特別支援教育へのニーズを的確に把握し、個に応じた教育支援の充実や、柔軟で幅広い学校支援体制の確立が求められています。

また、各学校の実態に応じた特色ある学校づくりを行い、家庭や地域のニーズに応じていくことがますます重要になってきています。

さらに、南部地域においては、一層の人口増加が想定されるため、教育施設の新設をはじめとした教育環境の整備が急務です。

< 施策が目指す江東区の姿 >

児童・生徒が安心して生き生きと通うことができる学校（園）が実現しています。

< 施策実現に関する指標 >

	現状値	目標値 (26年度)	数値 取得方法
35. 一人一人を大切にされた教育が行われていると思う保護者の割合		70%	業務取得
36. 教育相談に訪れ、改善が見られた区民の割合	67.7% (平成20年度)	70%	業務取得
37. 不登校児童・生徒出現率 (小学校) (中学校)	0.29% 3.65% (平成20年度)	0.20% 2.00%	業務取得

38. <u>改修・改築を実施した学校数</u> 3	(小学校) (中学校)	10校 3校	業務取得
----------------------------	----------------	-----------	------

< 施策を実現するための取り組み >

個に応じた教育支援の推進	
目的	児童・生徒一人一人の教育ニーズを的確に把握し、学校生活や学習上の問題点を改善・克服します。
取り組み	学習支援員の配置や校内委員会の設置等により、児童・生徒の実態に応じた指導計画を作成し、個々の発達の状態に対応できる教育を推進します。
いじめ・不登校対策の充実	
目的	いじめや不登校がなく、すべての児童・生徒が明るくのびのびと通うことができる学校を目指します。
取り組み	学校と教育センター等の連携強化・ブリッジスクールの整備等により、いじめ・不登校原因の早期発見・解決に取り組むとともに、児童・生徒や保護者が安心して相談できるシステムを確保します。
教育施設の整備・充実	
目的	児童・生徒が安心して充実した学校生活を送ることができる教育環境を整備します。
取り組み	良好な教育環境を保つため、教育施設の適正な整備を進めるとともに、各種設備の充実を図ります。また、校内における犯罪や事故から児童・生徒を守るための各種の対策を推進します。

1 小1プロブレム...小学校に入学した1年生が、集団行動を取れない、授業中に座ってられない、話を聞かないなどの状態が数ヶ月継続する問題

2 中1ギャップ...小学生から中学1年生になった際に、学習や生活の変化になじめずに不登校となったり、いじめが急増するという問題

3 改修・改築を実施した学校数の目標値については、改修予定があるものの、対象校が確定しないため、小中学校別の数値を表記できない学校が、6校ある。

施策 10 地域や教育関係機関との連携による教育力の向上

< 現状と課題 >

学校を取り巻くさまざまな環境の変化に対応するため、地域や大学等との連携を行い、多様な教育を検討・実施することが求められています。江東区では東京海洋大学、芝浦工業大学との包括協定締結をはじめ、関係機関との連携による教育力向上の取り組みが行われています。また、学校評議員会を組織し、地域の意向を学校経営に反映させる学校づくりも進んできています。

しかし、各種調査によれば、学校とのコミュニケーションが良いと捉えている保護者は必ずしも多くありません。また、幼稚園・小学校・中学校の連携の充実・拡大が必要との意見が見られます。

こうしたことから、学校の情報を適切に伝える仕組みをつくり、保護者・地域や関係機関等の意見を学校評価に活かしていくなど、関係者の連携を一層強めていくことが求められています。

< 施策が目指す江東区の姿 >

地域や、教育にかかわる機関と連携・協力することにより、開かれた学校が実現しています。

< 施策実現に関する指標 >

	現状値	目標値 (26年度)	数値 取得方法
39. 地域が学校を支援する新たなシステムを構築している学校数 (小学校) (中学校) (平成21年度)	1校 0校	10校 5校	業務取得
40. 学校とのコミュニケーションがよく取れていると思う保護者の割合 (平成21年度)	48.7%	55%	区民アンケート
41. 大学、企業等と連携した教育活動を独自に行っている学校数 (小学校) (中学校) (平成21年度)	16校 4校	44校 23校	業務取得

< 施策を実現するための取り組み >

地域に根ざした教育の推進	
目的	地域の人々の力を活かし、学校教育の充実と活性化を図ります。
取り組み	地域が学校を支援するシステムを構築するとともに、地域に根ざした開かれた学校運営のあり方を検討するなど、地域の教育力を取り入れた学校づくりに取り組みます。
開かれた学校（園）づくり	
目的	地域や保護者との信頼関係を築くため、開かれた学校（園）づくりを行います。
取り組み	広報誌の発行や、学校公開の実施などにより開かれた学校（園）づくりを推進するとともに、学校評価制度の結果の公表等により、学校運営の透明性を確保します。
教育関係機関との協力体制の構築	
目的	教育にかかわるさまざまな機関と協力し、多様で効果的な教育を行います。
取り組み	大学・各種企業・研究施設等と学校が連携・協力し、役割分担することにより、豊かで多様な学びの機会を提供します。

基本施策5 こどもの未来を育む地域社会づくり

施策11 地域ぐるみの子育て家庭への支援

< 現状と課題 >

家庭や地域における子育て力が低下しており、その充実が求められています。江東区では、多様な子育て支援サービスの充実を図っていますが、新たに転入してきた子育て世代や、初めて子育てをする若い保護者が、子育てに不安を感じない環境づくりを進めるためには、地域の協力が不可欠です。

特に、児童虐待に対しては、子ども家庭支援センターに児童虐待ホットラインを開設するなど、早期発見に向けた取り組みを行っていますが、今後も地域全体の発見能力の向上と、専門性を持つ関係機関による素早い対応が必要です。

また、家庭教育については、各家庭の自主性を尊重しつつ、学習の機会や情報の提供を行うとともに、地域全体による教育力の向上を目指していく必要があります。

< 施策が目指す江東区の姿 >

地域全体で子育て家庭を支える仕組みが築かれ、親とこどもが安心して暮らしています。

< 施策実現に関する指標 >

	現状値	目標値 (26年度)	数値 取得方法
42. 児童虐待相談対応件数(年間)	415件 (平成20年度)		業務取得
43. 虐待に関する相談窓口を知っている区民の割合	38.9% (平成21年度)	70%	区民アンケート
44. 地域と連携した家庭教育講座の年間延べ参加者数(累計)	1,745人 (平成20年度)	12,215人	業務取得

< 施策を実現するための取り組み >

児童虐待防止対策の推進	
目的	すべての子どもたちが、虐待を受けることなく、一人の人として尊ばれ、社会の一員として重んじられている地域社会をつくれます。
取り組み	行政の各種機関と地域が協力して、児童虐待の防止と早期発見を行うことができるよう、連絡・協議体制の構築を進めます。また、区民の虐待に関する知識の啓発等に取り組みます。
地域・家庭における教育力の向上	
目的	核家族化・都市化により低下した家庭や地域の教育力を向上させます。
取り組み	地域の人材を活用した家庭教育に関する講座や相談事業等を実施します。また、地域住民や団体が実施する家庭教育活動へ積極的な支援を行います。

施策 12 健全で安全な社会環境づくり

< 現状と課題 >

核家族化や情報化という社会構造の変化に伴って、全国的に子どもが犯罪に巻き込まれる事件が目立ってきています。インターネットや携帯電話の普及に伴い有害情報が氾濫する中、子どもが被害者または加害者になる状況が生まれており、子どもが安心して暮らせる健全で安全な社会環境づくりが求められています。

江東区では、放課後や週末等に子どもたちが安全で安心して過ごすことができる居場所や留守家庭に代わる生活の場をつくとともに、子どもたちを狙う犯罪に対して、パトロールの充実・強化、防犯意識の向上、有害な環境の規制、交通安全の徹底などにより健全で安全な社会環境づくりに努めています。

しかし、子どもたちが、地域を愛する気持ちを育み安心して生活でき、また、子どもにかかわるあらゆる犯罪を防ぐためには、行政による取り組みだけでは限界があり、地域と連携・協力していく取り組みが必要不可欠です。

このようなことから、町会、自治会など地域団体等の活動を支援し、地域と区が一体となって子どもの成長を支え、見守っていく地域社会の実現が求められています。

< 施策が目指す江東区の姿 >

地域住民・団体と区が一体となって、子どもの成長を支え、見守るシステムをつくることにより、子どもたちがのびのびと成長しています。

< 施策実現に関する指標 >

	現状値	目標値 (26年度)	数値 取得方法
45. 放課後子どもプラン 1 を実施している小学校数	0校 (平成21年度)	24校	業務取得
46. 子どもにとって地域環境が安全であると思う区民の割合	26.8% (平成21年度)	50%	区民アンケート

< 施策を実現するための取り組み >

こどもが安全で健やかに過ごすことができる場の確保	
目的	各地域において、放課後や休日にこどもたちが安心して過ごし、遊ぶことができる場や機会を設けます。
取り組み	放課後子ども教室（げんきっず）と学童クラブの連携・一体化をはじめとした各種の放課後支援事業を推進し、共働き家庭のこどもも含め、すべてのこどもたちが安心して過ごすことができる場を確保します。また、こどもまつりなどの実施により、地域とこどもたちの交流を促進します。
こどもの安全を確保する地域環境の創出	
目的	区と地域が協力して、こどもたちを犯罪や事故から守ります。
取り組み	こども 110 番の家事業の実施や、登下校時の地域住民による見守りを行うなど、地域の人材・団体を活用した事業を推進します。また、こどもの安全にかかわる不審者情報を区のホームページに掲載するなど、必要な情報提供を行います。

1 放課後子どもプラン...地域社会の中で放課後や週末等にこどもたちが安全で安心して健やかに生活できるよう文部科学省の「放課後子ども教室推進事業（げんきっず）」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業（学童クラブ）」を一体的あるいは連携して実施する事業（愛称：江東きっずクラブ）。江東区では、げんきっず機能と学童クラブ機能に加え、児童館、ウィークエンドスクールや学校開放等の各種放課後支援事業を連携・一体化して実施する「江東区版・放課後子どもプラン」を策定した。

施策 13 地域の人材を活用した青少年の健全育成

< 現状と課題 >

都市化の進行に伴って、地域における連帯感が低下しつつあり、地域住民の青少年に対する関心が薄れてきています。また、核家族化や家族の就労形態の変化に伴い、親子のふれあう時間は減少する傾向にあります。

こうした環境の変化が、青少年の規範意識の低下や問題行動の要因となるとともに、青少年が被害者となる犯罪の増加の一因になることも懸念されます。

江東区は、これまでも地域とともに青少年の健全育成を進めてきましたが、今後は地域との連携をさらに強化し、非行の早期発見や、悩みを持つ青少年や親への適切な相談対応等の健全育成施策をより一層推進していく必要があります。

また、地域における健全育成の担い手となる青少年団体の育成や指導者の養成に加えて、青少年の自主的活動の拠点となる居場所づくりも求められています。

< 施策が目指す江東区の姿 >

地域の住民や団体の有する経験や能力の活用により、青少年が健全に育つことができる地域社会が創出されています。

< 施策実現に関する指標 >

	現状値	目標値 (26年度)	数値 取得方法
47. 地域との連携により実施した青少年健全育成事業数	140件 (平成20年度)	150件	業務取得
48. 青少年育成指導者養成講習会への参加者数	776人 (平成20年度)	930人	業務取得

< 施策を実現するための取り組み >

青少年の健全育成における関係機関・団体の連携の強化	
目的	関係機関や団体による青少年の健全育成にかかわるネットワークを構築し、問題解決に当たります。
取り組み	青少年問題協議会で策定した「江東区青少年健全育成基本方針」のもと、青少年対策地区委員会・保護司会・更生保護女性会・警察署・保健所・PTA等とともに、薬物問題や非行問題などに対応できるネットワークづくりを進めます。
青少年団体の育成や青少年指導者の養成	
目的	青少年の主体的な活動を促進します。
取り組み	青少年の主体性や社会性を育むボランティア活動や職業体験、自然体験、芸術文化活動、スポーツ・レクリエーション活動などを促進するために、青少年団体の育成と青少年指導者の養成を行います。

3 . 区民の力で築く元気に輝くまち

基本施策 6 健全で活力ある地域産業の育成

施策 14 区内中小企業の育成

< 現状と課題 >

区内の事業所は、その多くが従業員 20 人未満の小規模企業であり、その数は昭和 56 年をピークに毎年減少しています。特に、製造業における事業所数の減少は大きく、その中には、江戸切子をはじめとする伝統技術を保持している事業所も含まれています。

これらの原因には、安価な外国製品の流通や若者の製造業離れといった社会経済状況の変化、後継者の不足、伝統技術継承者育成の困難性、地価高騰などによる事業所の区外転出・廃業が考えられます。

こうしたことから、中小企業が優れた経営力・競争力・技術力を備えるよう、多様な支援が求められています。

< 施策が目指す江東区の姿 >

後継者・技術者が確保され、地場産業である製造業を中心に区内の産業が活性化されるとともに、情報処理産業を中心とした大企業との連携の強化により、新旧の異業種の共存共栄が実現されています。

< 施策実現に関する指標 >

	現状値	目標値 (26 年度)	数値 取得方法
49. 事業所数 (工業) (商業)	2,380 事業所 (平成 17 年度) 4,550 事業所 (平成 19 年度)		業務取得
50. 製造業における従業員数	17,090 人 (平成 17 年度)		業務取得
51. K-NET 1 アクセス件数	200 千件 (平成 20 年度)	230 千件	業務取得
52. 地場産業の出荷額	151,790 千円 (平成 17 年度)		業務取得
53. 創業支援融資貸付件数	49 件 (平成 20 年度)		業務取得

< 施策を実現するための取り組み >

経営力・競争力の強化	
目的	中小企業の経営力・競争力を強化します。
取り組み	急速に変化する社会経済情勢に柔軟に対応できる経営力をつけるため、制度融資による経営の根幹への支援とともに、ITを活用した情報発信等、中小企業のネットワークを強化します。また、新技術開発・特許・環境認証取得等による競争力・技術力の強化を図り、産学公連携を活性化させます。
後継者・技術者の育成	
目的	地場産業の後継者・技術者の育成を支援します。
取り組み	次世代への事業継承のため、地場産業に興味を持ち、生涯の職として考えてもらえる機会を整えます。また、事業者が、時代に合った人材育成のノウハウを取り入れ、魅力ある事業として次世代にPRできるよう支援します。さらに、都立産業技術センターと連携を強化しさまざまな技術者育成に活用します。
創業への支援	
目的	区内での創業を支援します。
取り組み	制度融資・相談・セミナーを行い、区内で起業しやすい環境を整え、堅実な創業に対する支援を行い、優良な創業者を育成します。

施策 15 環境変化に対応した商店街振興

< 現状と課題 >

江東区では、区内各所に江戸の名残を残した門前町や下町情緒あふれる商店街が多く、区民や観光客に親しまれてきました。しかし、大規模小売店舗の進出や後継者不足、消費行動の多様化など社会経済状況の変化を背景として、商店街では廃業や空き店舗が増加しています。

こうした現状から、区民は商店街の各個店の魅力や賑わいが薄れていると強く感じており、商店街の再活性化の要望も多くあります。

そのため、地域コミュニティの核としての役割や高齢社会に対応したサービスの充実など、地域社会のニーズを的確に捉えた商店街の魅力向上が求められています。

< 施策が目指す江東区の姿 >

特色あるまちづくりの中心となる、魅力ある商店街が形成されています。

< 施策実現に関する指標 >

	現状値	目標値 (26年度)	数値 取得方法
54. 1週間のうち、商店街を利用した買い物の日数	2.0日 (平成21年度)	3.5日	区民アンケート
55. 賑わいが増したと回答した商店街の割合	11.1% (平成21年度)	20%	業務取得
56. 魅力ある商店街が身近にあると思う区民の割合	39.2% (平成21年度)	50%	区民アンケート

< 施策を実現するための取り組み >

利用しやすい商店街の拡充	
目的	多様化している区民の消費行動に応えられる商店街をつくります。
取り組み	商店街が取り組む空き店舗の有効利用や、独自サービスに対する支援を充実させ、楽しんで買い物ができる快適な商店街を目指します。
商店街イメージの改革	
目的	商店街のイメージを明るく活気に満ちたものにします。
取り組み	シンボルマーク・キャッチフレーズの策定や、特色ある外観の創出など商店街が行うPRに対し、積極的な支援を行います。

施策 16 安心できる消費者生活の実現

< 現状と課題 >

消費生活に関する被害が多様化・複雑化し、特に高齢者や若者に対する悪質化・巧妙化した手口による被害やトラブルが増加しています。また、産地や消費期限偽装など消費者の信頼を揺るがす事件が多発しています。

こうした状況に対し、江東区では消費者センターに相談員を配置し、区民からの苦情、相談の解決を図るとともに、学校や福祉会館等での出張講座等を通して、消費者保護に関する啓発を行っています。

多発する消費者被害の事前防止と早期の被害者救済のため、高齢者や若年層に対応した相談体制の構築や迅速な情報提供等の充実が求められています。

< 施策が目指す江東区の姿 >

消費者情報の適切な発信や相談体制の充実により、安心できる消費者生活が実現しています。

< 施策実現に関する指標 >

	現状値	目標値 (26年度)	数値 取得方法
57. 消費者相談窓口を知っている区民の割合	35.0% (平成21年度)	65%	区民アンケート
58. 消費者相談の解決割合	13.26% (平成20年度)	20%	業務取得

< 施策を実現するための取り組み >

消費者情報の提供の充実	
目的	消費者の自己防衛力を高め消費者被害を防ぎます。
取り組み	将来の消費者である高校生や中学生についても総合学習等の時間等を活用し消費者教育を行います。また、安全な消費生活を送れるよう区のホームページ等を通じてタイムリーな消費者情報を発信します。
消費者保護体制の充実	
目的	高度化・複雑化した消費生活に関する被害から消費者を守ります。
取り組み	日々複雑多様化する区民からの相談に適宜適切な解決策の提示を行います。また、困難な事案に対しては、関係機関と協力して対応し、迅速な解決を図ります。

地域に根ざしたイベントへの参加者数	896 千人 (平成 20 年度)	920 千人	業務取得
-------------------	----------------------	--------	------

< 施策を実現するための取り組み >

コミュニティ活動への参加の促進	
目的	区民によるコミュニティ活動の活性化を図ります。
取り組み	すべての区民が地域における町会・自治会活動や、NPOやボランティア活動に参加しやすい環境を整えます。
コミュニティ活動の情報発信	
目的	コミュニティ活動に関する情報を発信します。
取り組み	町会・自治会、NPOやボランティアなどのコミュニティ活動に関する情報を発信するとともに、情報の一元化を図り、参加・利用のマッチングができる仕組みを構築します。
コミュニティ活動の環境整備	
目的	いつでも誰でもコミュニティ活動をすることのできる場を提供します。
取り組み	既存の区民館等公的施設のバリアフリー化を徹底するとともに、自由に区民が集い、活動できる場を整備します。
世代、国籍を超えた交流の促進	
目的	区民の地域、世代、国籍を超えたさまざまな交流を促進し、地域の連帯意識を高めます。
取り組み	区民まつりや花火大会などの地域に根ざしたイベントや、外国人居住者が地域に溶け込むきっかけづくりとなるイベントを実施します。また、区外団体との交流を推進します。

1 NPO...「社会的使命のために活動し、営利を目的としない民間団体」の総称。N(Non)、P(Profit)、O(Organizations)の頭文字

2 社会貢献活動団体...NPO法人および公益的な社会貢献活動を行っている任意団体(財団法人等の公益団体、町会・自治会等の地縁団体を除く)

3 協働事業...共催、実行委員会・協議会、事業協力、事業委託、情報提供、情報交換等により、ともに考え行動しながら共通の課題解決に取り組んでいくこと

4 文化センターの利用率...総合区民センター、江東公会堂、深川江戸資料館、芭蕉記念館、男女共同参画推進センター、産業会館、商工情報センターの貸出可能施設の利用率を含む

施策 18 地域で参加・還元できる生涯学習・スポーツの推進

< 現状と課題 >

江東区では、充実した施設環境のもと、生涯学習・スポーツ関連団体が多岐にわたる活動を行っており、区民の生きがいや健康づくりの輪が広がっています。

今後は、団塊世代の大量退職などによって、地域での学習・スポーツのニーズがさらに高まることが予想されるため、スポーツセンターの利便性向上や地域情報拠点としての図書館機能の強化など、誰もが参加しやすい生涯学習・スポーツ環境の整備が必要とされています。また、これらの活動を通して、区民が習得した成果を地域で活かせる地域還元型の生涯学習・スポーツの推進がより一層求められています。

< 施策が目指す江東区の姿 >

区民一人一人が主体的に生涯学習・スポーツに参加するとともに、習得した成果を地域の中で活かすことによって、健康で生き生きと暮らせる地域社会が形成されています。

< 施策実現に関する指標 >

	現状値	目標値 (26年度)	数値 取得方法
63. 生涯学習・スポーツ活動に参加している区民の割合	18.7% (平成21年度)	25%	区民アンケート
64. 図書館の登録利用者数(年間)	88,784人 (平成20年度)	92,000人	業務取得
65. 図書館資料貸出数(年間)	4,122千冊 (平成20年度)	4,500千冊	業務取得
66. 生涯学習・スポーツ活動の成果を地域や社会に活かしている区民の割合	14.2% (平成21年度)	20%	区民アンケート

< 施策を実現するための取り組み >

誰もが参加できる生涯学習・スポーツ機会の提供	
目的	誰もが生涯にわたって多様な学習・スポーツに参加できる機会をつくり ます。
取り組み	時代に合った学習メニューの充実や図書館における地域の読書活動推 進、地域スポーツクラブの育成支援などにより、多様な学習・スポー ツの機会を提供していきます。また、施設の充実を図るとともに、区内大 学、NPO、民間団体との連携を推進します。
継続的な生涯学習・スポーツ活動への支援	
目的	区民が主体的に生涯学習・スポーツを継続して行い、蓄積した成果を地 域に還元します。
取り組み	生涯学習・スポーツ団体の育成や相互交流等を通して、継続的な活動に 対する支援を充実させます。また、区民が自ら蓄積した知識・技能・経 験などを地域に活かす仕組みづくりに取り組みます。

施策 19 男女共同参画社会の実現

< 現状と課題 >

近年、江東区では男女が平等だと思ふ区民の割合は徐々に増加しているとともに、審議会等への女性の参画率は一定の割合が確保されているものの、いまだ区が定める目標値には届かないことから、男女共同参画社会の進展に向け、一層の男女平等意識の向上を図っていく必要があります。

このため、区の政策・方針決定の場における女性の参画をさらに促進するとともに、生涯学習・地域活動など、あらゆる場における男女平等教育を推進しなければなりません。一方、配偶者等からの暴力に対し、暴力防止、被害者の保護、自立支援を図る必要があります。

このようなことから、男女共同参画プランに基づく男女共同参画社会の実現に向け、積極的な取り組みを進めていくことが求められています。

< 施策が目指す江東区の姿 >

性別による男女の固定的な役割分担意識が解消され、男女があたりまえに参画している社会が実現されています。

< 施策実現に関する指標 >

	現状値	目標値 (26年度)	数値 取得方法
67. 男女が平等だと思ふ区民の割合	16.7% (平成21年度)	40%	区民アンケート
68. 区の審議会等への女性の参画率	29.3% (平成20年度)	40%	業務取得
69. 仕事と仕事以外の生活で充実した時間を過ごしていると思ふ区民の割合	25.2% (平成21年度)	38%	区民アンケート
70. DV相談件数	1,146件 (平成20年度)		業務取得

< 施策を実現するための取り組み >

男女平等意識の向上	
目的	男女の平等意識を向上させます。
取り組み	学校や企業、個人、地域に対して、各種啓発活動を行うなど、一人一人の意識改革を図ります。
性別によらないあらゆる活動への参加拡大	
目的	性別によらないあらゆる活動への参加を支援し、男女共同参画を推進します。
取り組み	区民が性別に関係なく家庭や社会で活躍できるよう、各種講座や相談等を通じた支援を行います。
仕事と生活の調和の推進	
目的	男女の職業生活や家庭・地域生活を両立できるような環境づくりを促進します。
取り組み	<u>ワーク・ライフ・バランス</u> 1の実現に向けて、企業への働きかけや家庭などへの支援を行います。
異性に対するあらゆる暴力の根絶	
目的	異性に対するあらゆる暴力の根絶を目指します。
取り組み	<u>D V防止法</u> 2に基づく基本計画を策定し、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を行います。また、セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）など、女性に対するあらゆる暴力を根絶するための意識啓発活動を行うとともに、被害者等に対する相談事業を実施します。

1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）・・・国民一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること

2 DV防止法・・・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）

基本施策 8 地域文化の活用と観光振興

施策 20 文化の彩り豊かな地域づくり

< 現状と課題 >

文化活動は、すべての区民が真にゆとりとうるおいを実感できる豊かな生活を実現していく上で不可欠なものであり、経済活動において新たな需要や高い付加価値を生み出す源泉となっています。

江東区は、有形・無形の文化財が 1,000 を超えるなど、文化資源が豊富にあり、芸術文化に関する活動や、個性豊かな地域文化づくりへの取り組みも活発に行われています。今後、定住志向の高まりや社会の成熟、団塊世代の大量退職や余暇時間の増加に伴い、地域の伝統文化を享受し、芸術文化に接したいという欲求はさらに増えていくことが見込まれます。

このようなことから、伝統文化に親しみ、芸術文化を楽しむ機会の充実や新しい地域文化を生み出す環境づくりが求められています。

< 施策が目指す江東区の姿 >

区民が、さまざまな文化に触れ楽しむ機会が確保され、日常生活を心豊かに送ることができる地域社会が実現されています。

< 施策実現に関する指標 >

	現状値	目標値 (26年度)	数値 取得方法
71. 文化財や伝統文化が保存・活用されていると思う区民の割合	41.5% (平成21年度)	50%	区民アンケート
72. この1年間に美術・音楽・演劇等に接した区民の割合	57.8% (平成21年度)	65%	区民アンケート
73. 芸術文化活動団体の施設利用件数	63,534件 (平成20年度)	66,000件	業務取得

< 施策を実現するための取り組み >

伝統文化の保存と継承	
目的	文化財を保護し、伝統文化の保存・継承に努めます。
取り組み	文化財や伝統文化を保護・保存するとともに、講習会の開催や小中学校の授業に取り入れるなど、伝統文化の継承に取り組みます。さらに、文化財ガイドの育成や伝統文化を伝える施設の改善などを行い、区民が伝統文化に親しむ環境を整備します。
芸術文化活動への支援と啓発	
目的	区民が芸術文化活動に親しめる機会をつくれます。
取り組み	芸術文化団体の活動を支援するとともに、区民ニーズに合った芸術文化事業を企画、誘致します。また、プロによるアマチュア指導の機会を設けるなど、区民が芸術文化活動に親しめるさまざまな取り組みを行います。
新しい地域文化の創造と参加促進	
目的	新しい地域文化の創造と区民の参加促進を図ります。
取り組み	さまざまなアーティストの活動を支援することにより、個性豊かな地域文化の創出を支援します。また、新しい地域文化の発信を支援し、区民の参加を促進します。

施策 21 地域資源を活用した観光振興

< 現状と課題 >

江東区には、神社・仏閣やさまざまな史跡が多く存在する一方、臨海部においては大規模娯楽施設が立地しているなど、多様な観光資源に恵まれています。また、運河や内部河川が数多くあり、水辺と緑が創り出す美しい景観が江東区の大きな魅力の一つともなっています。

これまで江東区では、観光客の利便性向上を目的として、シャトルバスの運行や観光イラストマップの作成などを行ってきました。また、深川江戸資料館や芭蕉記念館といった江戸情緒に親しめる観光スポットの整備にも取り組んでおり、観光客の数は増加しつつあります。しかし、水辺を十分に活用した観光への取り組みはまだ不十分であり、また、区や企業、関係団体が一体となった効果的な情報発信を行っていないなど課題も残されています。

観光振興は、地域経済を活性化させるとともに、区民が地域に誇りと愛着を持つことに寄与するものです。江東区が持つ地域特性を十分に活かした、魅力あふれる観光資源を開発し、積極的にPRすることが必要であり、江東区を訪れる人をおもてなしの心で迎える態勢づくりも求められています。

< 施策が目指す江東区の姿 >

江東区の魅力が十分に発信され、区内外からの観光客で賑わっています。また、区民におもてなしの心が醸成され、観光客が満足して何度も訪れ、商店街など地域経済が活性化しています。

< 施策実現に関する指標 >

	現状値	目標値 (26年度)	数値 取得方法
74. 江東区内の主要な観光・文化施設への来場者数	1,560 千人 (平成 20 年度)	2,000 千人	業務取得
75. 観光情報HPへのアクセス 件数	37,914 件 (平成 20 年度)	45,000 件	業務取得
76. 観光ガイドの案内者数	1,216 人 (平成 20 年度)	2,000 人	業務取得

< 施策を実現するための取り組み >

観光資源の開発と発信	
目的	地域の特性を活かした新たな観光資源を開発し、江東区の魅力を区の内 外に発信します。
取り組み	地域が持っている魅力を活かしながら、水辺を活用した観光を推進する など、新たな観光資源の開発に取り組みます。また、ホームページなど あらゆる媒体を活用し、区と区民一体となって区の魅力をPRします。
観光客の受け入れ態勢の整備	
目的	江東区を訪れた人が快適に観光でき、満足して何度も訪れるよう、受け 入れ態勢を整えます。
取り組み	観光案内所の整備やシャトルバスの運行など、観光客の利便性向上に取 り組みます。また、おもてなしの心を持つ観光ガイドを養成するなど、 人材の育成に取り組みます。
他団体との連携による観光推進	
目的	他団体との幅広い連携により、より効果的な観光振興を図ります。
取り組み	他自治体・民間企業などとの連携により、新たな観光ルートの創出やイ ベントを開催するなど観光施策を幅広く推進します。

4 . とともに支えあい、健康に生き生きと暮らせるまち

基本施策 9 健康で安心して生活できる保健・医療体制の充実

施策 22 健康づくりの推進

< 現状と課題 >

近年、がん・心疾患・脳血管疾患など、生活習慣とのかかわりが強い疾患による死亡率が増加しています。こうした中で、国は予防を重視した健康づくり施策推進のため、医療制度改革をはじめとする保健・医療システムの見直しを順次進めてきました。

江東区においても、「健康プラン 21」の中間評価を実施し、その結果を踏まえた今後の重点課題を掲げるとともに、区民の健全な食生活習慣を育ていくための指針となる「食育推進計画」を策定し、更なる健康づくりの推進に努めています。

今後は、これらの健康づくり計画に掲げる目標の達成に向け、区民自らが健康づくりに取り組めるよう、情報提供やきめ細かい支援を推進することが必要です。

< 施策が目指す江東区の姿 >

区民が健康に関心を持ち、疾病を予防し、自ら健康づくりに取り組める環境が整備されています。

< 施策実現に関する指標 >

	現状値	目標値 (26年度)	数値 取得方法
77. 自分は健康だと思う区民の割合	66.7% (平成 21 年度)	73%	区民アンケート
78. 運動習慣のある区民の割合	56.5% (平成 21 年度)	62%	区民アンケート
79. ストレス解消法を持たない区民の割合	23.4% (平成 21 年度)	15.6%	区民アンケート
80. この 1 年間に健康診断を受けた区民の割合	82.3% (平成 21 年度)	85%	区民アンケート
81. バランス良い食生活を心がけている区民の割合	73.2% (平成 21 年度)	78%	区民アンケート

< 施策を実現するための取り組み >

健康教育、健康相談等の充実	
目的	正しい知識を持って、自ら健康づくりに取り組む区民を増やします。
取り組み	健康プラン 21 に基づいて、講演会や出前講座などによる健康教育を実施します。また、精神保健相談や難病相談などの各種健康相談を行うとともに、健康に関する情報の整備・発信を行います。
疾病の早期発見・早期治療	
目的	疾病のハイリスク者や発症者を早期に発見し、発症予防と早期治療につなげます。
取り組み	各種がん検診や健康診査の受診率・精度管理の向上に努め、検（健）診の結果、注意を要する人に対しては継続的な支援・指導を行います。また、保健情報システムを充実するなど、効果的な検（健）診実施体制の整備を図ります。
食育の推進	
目的	区民の心身の健康づくりを支える健全な食生活習慣を形成します。
取り組み	食育推進計画に基づいた食教育等を実施します。また、関係部課による推進連絡会の設置や関係団体との連携を図るとともに、食育の日・食育月間の普及啓発に取り組みます。

施策 23 感染症対策と生活環境衛生の確保

< 現状と課題 >

新型インフルエンザが世界的な流行を見せるなど、区民の健康はさまざまな脅威にさらされています。また、その他の感染症についても、結核の発生や学校での麻しんの流行及び高齢者施設などでのノロウイルス集団感染など、そのまん延防止が課題となっています。

また、食に関する事件の多発により、区民の生活環境に関する関心が高まっており、食の安全や施設の衛生の確保に向けた監視指導の強化と区民に対する正しくわかりやすい情報提供が必要となっています。

こうしたことから、保健衛生や福祉などの関連部門の連携強化による感染症防止対策及び生活環境衛生の確保に向けた取り組みを進めていくことが求められています。

< 施策が目指す江東区の姿 >

区民の生命や健康を脅かす健康危機に対して迅速かつ適切に対応し、生活環境衛生の確保を図ることにより、区民が快適で安全・安心に暮らせる環境が実現されています。

< 施策実現に関する指標 >

	現状値	目標値 (26年度)	数値 取得方法
82. 手洗い・うがい・咳エチケットを励行している区民の割合	69.1% (平成21年度)	70%	区民アンケート
83. 予防接種率(麻しん・風しん1期)	94.5% (平成20年度)	95%	業務取得
84. 結核罹患率(人口10万人当たり)	24.9人 (平成20年度)	18.9人	業務取得
85. 環境衛生営業施設への理化学検査の不適率	3.2% (平成20年度)	4%	業務取得
86. 食品検査における指導基準等不適率	6.8% (平成20年度)	4%	業務取得

< 施策を実現するための取り組み >

健康危機管理体制の整備	
目的	区民の健康危機が発生した場合の被害拡大を最小限に抑えます。
取り組み	新型インフルエンザ等の健康危機に対応するため、関係機関との連絡体制を強化し、訓練を実施します。また、感染症発生時の体制強化やサーベイランス（流行監視）の確実な実施を図るとともに、日頃より区民及び医療機関などに対する最新情報の提供を行い、感染症に関する正しい知識の普及に取り組みます。
感染症予防対策の充実	
目的	結核や麻しんなどの感染症発生を防止します。
取り組み	乳幼児や高齢者への予防接種を推進します。また、関係部署との連絡体制のもと、学校や高齢者施設等各種施設を通じた啓発活動を強化するとともに、結核対策やエイズ対策を充実させます。
生活環境衛生の確保	
目的	食の安全や施設の衛生を確保し、区民の安全な暮らしを守ります。
取り組み	食品関係営業施設や薬局、理・美容所などの生活環境衛生施設に対する監視や指導を行います。また、講習会等を通じて、区民の生活環境衛生に関する正しい知識の普及を図るとともに、迅速な情報提供を行います。

施策 24 保健・医療施策の充実

<現状と課題>

医療制度改革において「安心・信頼の医療の確保と予防の重視」という国の基本方針が示され、地域医療の連携体制の構築、患者に対する情報提供の推進、信頼できる医療の確保などが求められています。

江東区内における医療機関の状況は、病床数の人口に対する割合で見ると23区の中で低い水準にあり、とりわけ医療資源が不足している南部地域においては、施設整備など医療環境の向上に向けた取り組みが必要となっています。

また今後、高齢人口だけでなく年少人口の増加も見込まれる江東区においては、関係機関の連携によるきめ細かな地域医療体制の構築と、母子保健事業や小児医療の一層の充実が求められています。

<施策が目指す江東区の姿>

安全で安心かつ質の高い医療体制を確保するとともに、区民がライフステージ 1やライフサイクル 2に応じた保健・医療サービスを受けられる環境が整備されています。

<施策実現に関する指標>

	現状値	目標値 (26年度)	数値 取得方法
87. 安心して受診できる医療機関が身近にあると思う区民の割合	63.2% (平成21年度)	70%	区民アンケート
88. 乳児(4か月児)健診受診率	96.7% (平成20年度)	98%	業務取得

< 施策を実現するための取り組み >

保健・医療施設の整備・充実と連携の促進	
目的	良質かつ適切な医療が受けられる環境を構築します。
取り組み	保健・医療施設の不足及び地域的偏在などを是正するため、人口の増加に伴う医療需要の増大が著しい南部地域において総合病院の整備に取り組むとともに、保健相談所の拡充を図ります。また、診療所等に対する医療安全情報の提供や監視指導を推進するとともに、医師会や医療機関との連携を促進し、地域における保健・医療システムの整備に努めます。併せて、救急医療、産科・小児科医療及び休日・夜間診療などの充実に取り組みます。
母子保健の充実	
目的	安心して出産・育児をすることができ、すべての子どもが健やかに発育発達できるようにします。
取り組み	保健サービスの周知、個別支援、虐待予防、包括的なデータ管理、関係機関の連携強化等により、妊娠・出産・育児のリスクを減らし、疾病や障害を予防するシステムを構築します。また、新生児訪問を確実に実施するほか、乳幼児健診や発達に関する専門相談、母子の孤立防止へ向けた相談体制などの充実を図り、妊娠からの一貫した母子保健施策を推進します。

-
- 1 ライフステージ…人の一生を少年期や青年期、老年期などに分けた時の各々の段階
 - 2 ライフサイクル…誕生から死までの、人の一生の過程

基本施策 10 誰もが自立し、安心して暮らせる福祉施策の推進

施策 25 総合的な福祉の推進

< 現状と課題 >

我が国の高齢化は、世界的にも類を見ない速さで進展しています。こうした状況の中、国は、平成 18 年に介護予防重視型システムへの転換を柱とする介護保険制度の見直しを行い、平成 20 年には後期高齢者医療制度（長寿医療制度）を創設するなど、超高齢社会の到来を見据えた取り組みを進めています。また、平成 18 年に障害者自立支援法が施行され、障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指しています。

江東区においても、今後、団塊世代の高齢化や人口増に伴う高齢者や障害者の増加が見込まれます。このため、今後も高齢者や障害者の誰もが住み慣れた地域で安心して生活することができるよう保健・医療・福祉のネットワーク化を進め、きめの細かい総合的な福祉施策を推進することが求められています。

< 施策が目指す江東区の姿 >

総合的な情報の提供や相談窓口の充実、生活支援サービスの拡充等により、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境が整っています。

< 施策実現に関する指標 >

	現状値	目標値 (26 年度)	数値 取得方法
89. 保健・福祉の相談窓口が身近にあると思う区民の割合	30.1% (平成 21 年度)	40%	区民アンケート
90. 要支援・要介護状態でない高齢者の割合	86.3% (平成 21 年 9 月)	84.6%	業務取得
91. 特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症グループホームの定員数	2,001 人 (平成 20 年度)	2,553 人	業務取得
92. 福祉サービス第三者評価受審施設数	102 施設 (平成 20 年度)	403 施設	業務取得

< 施策を実現するための取り組み >

相談支援体制の充実・手続きの簡素化	
目的	区民が保健・医療・福祉サービスについて気軽に相談でき、簡単に手続きができる仕組みを構築します。
取り組み	総合的な相談窓口機能等を備えた、高齢者を対象とした地域包括支援センターや障害者を対象とした地域自立支援協議会の拡充を推進するとともに、保健所や民生委員等必要な機関との連携を強化します。
在宅支援サービスの拡充	
目的	高齢者や障害者が、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境を提供します。
取り組み	高齢者や障害者ができる限り自宅で生活できるよう、在宅支援サービスを拡充するとともに、介護予防事業に重点的に取り組むなど要介護の重度化の防止策を講じます。
入所・居住型施設の整備・充実	
目的	高齢者や障害者が、住み慣れた地域で必要な施設サービスを受けられる環境を整備します。
取り組み	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画や障害者計画・障害福祉計画に基づき、特別養護老人ホームや障害者入所施設等の整備を着実に進めます。
質の高い福祉サービスの提供	
目的	区民が保健・医療・福祉サービスについての情報を活用し、必要なサービスを選択できる環境を構築し、質の高い福祉サービスを提供します。
取り組み	区報やパンフレット、ホームページ等多様な情報ツールを活用し、積極的な情報提供に努めます。また、福祉サービス第三者評価の受審を推進することにより、福祉事業者のサービスの改善・向上を図ります。

施策 26 地域で支える福祉の充実

< 現状と課題 >

江東区では高齢化や核家族化の進展に伴い、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯の増加が見込まれています。高齢者や障害者の誰もが住み慣れた地域で安心して生活するためには、「自助」「共助」「公助」の推進と連携がこれまで以上に重要となっていますが、生活様式の多様化等により、これまで地域に培われてきた「共助」機能の低下が特に懸念されています。

こうしたことから、「共助」を推進する区民の自主的な福祉活動を促進・支援するとともに、多くの元気な高齢者がさまざまな面で社会貢献できる仕組みづくりを行い、地域で支える福祉を充実していくことが求められています。

< 施策が目指す江東区の姿 >

地域における福祉ネットワークが構築され、誰もが安心して暮らすことができ、区民の自主的な福祉活動を通じて、生きがいや交流の場づくりが進んでいます。

< 施策実現に関する指標 >

	現状値	目標値 (26年度)	数値 取得方法
93. 生きがいを感じている高齢者の割合	70.6% (平成21年度)	80%	区民アンケート
94. 福祉ボランティアの登録者数	4,542人 (平成21年度)	5,680人	業務取得
95. 地域の中で家族や親族以外に相談しあったり、世話しあう人がいる区民の割合	29.0% (平成21年度)	40%	区民アンケート

< 施策を実現するための取り組み >

高齢者の生きがいづくりと能力活用の支援	
目的	高齢者が生き生きと暮らし、長年培ってきた知識や経験を主体的に地域に活かせる環境を構築します。
取り組み	老人クラブ活動の育成・支援をはじめ、社会貢献活動、社会参加、健康づくり、仲間づくり等の活動を支援し、他世代との交流機会の提供に努めます。また、ボランティア活動やシルバー人材センターの充実、就業情報の提供などにより、高齢者の能力活用を推進します。
福祉人材の育成	
目的	地域社会での福祉の担い手を増やします。
取り組み	高齢者や障害者の福祉サービスを支える人材の確保を支援するとともに、団塊世代を含む福祉ボランティアの育成と活用を図ります。
地域ネットワークの整備	
目的	地域において区民が互いに支えあう仕組みを構築します。
取り組み	地域住民やボランティア、民間事業者、地域包括支援センターや在宅介護支援センターなどの連携により、地域の見守りネットワークを整備するなど、年々増加するひとり暮らし高齢者や障害者等が安心して暮らせる仕組みを構築します。また、地域で支える福祉に対する区民の理解を深めるための意識啓発を推進します。

施策 27 自立と社会参加の促進

< 現状と課題 >

日本の社会福祉は、介護保険制度や障害者自立支援法が実施されるなど、利用者自らが契約により福祉サービスを選択することになり、サービスの供給量も飛躍的に増大しましたが、認知症高齢者や知的障害者等の中には、判断能力が不十分なために、適切なサービスを楽しむことができない人もいます。こうした人々のサービスを利用する権利を擁護する必要が高まっています。

また、障害者が各種の行事などに参加することにより、健康維持・増進を図ることや、就労支援など障害者の自立に向けた支援が求められています。

さらに、低所得者等の自立を支援するため、自治体としての取り組みも必要とされるなど、高齢者や障害者をはじめとしたすべての区民の自立と社会参加を促進するための各種施策の拡充が求められています。

< 施策が目指す江東区の姿 >

高齢者や障害者をはじめとした区民が安心して生活できる仕組みを通じて自立した生活と社会参加が進んでいます。

< 施策実現に関する指標 >

	現状値	目標値 (26年度)	数値 取得方法
96. 権利擁護センター、成年後見制度を知っている区民の割合	18.5% (平成21年度)	35%	区民アンケート
97. 区の就労・生活支援センター等を通じて就職した障害者数 (累計)	122人 (平成20年度)	300人	業務取得
98. 生活保護から自立した世帯数	87世帯 (平成21年)		業務取得

< 施策を実現するための取り組み >

権利擁護の推進	
目的	判断能力が不十分な高齢者や障害者が安心して生活できる仕組みを構築します。
取り組み	権利擁護センターを拠点として、福祉サービスの利用援助や金銭管理援助を行うとともに、成年後見制度に関する相談や利用を支援します。
障害者の社会参加の推進	
目的	障害者が地域でさまざまな活動に参加し、自立した生活ができるよう支援します。
取り組み	手話通訳者の派遣や移動の支援、生活訓練など各種自立支援策の推進を行うとともに、ハローワークや企業との連携を強化し、就労機会の確保に努めます。
健康で文化的な生活の保障	
目的	区民の健康で文化的な生活を保障します。
取り組み	相談支援体制の充実を進めるとともに、経済的な援助等を必要とする区民の自立を支援します。

5 . 住みよさを実感できる世界に誇れるまち

基本施策 11 快適な暮らしを支えるまちづくり

施策 28 計画的なまちづくりの推進

< 現状と課題 >

近年、江東区では、マンション建設や南部地域を中心とした大規模開発などにより、人口が最近 10 年間で約 8 万人増加し、土地利用の転換も急速に進行しています。他自治体には見られない急激な変化に対応するためには、まちの将来像を明確にするとともに、この将来像を見据えた計画的なまちづくりが必要になっています。

さらに、江東区には豊かな水辺や歴史的建造物が存在し、また、新たに臨海部などの現代的な都市空間も生まれており、各々の地域の個性を伸ばすような多様な景観形成が求められています。

< 施策が目指す江東区の姿 >

緑やオープンスペース、都市施設 1 などが適切に配置され、安全性、快適性、利便性を備えた暮らしやすいまちが実現しています。また、産業環境と住環境とのバランスの取れた調和のあるまちになっています。さらに、地域特性を活かした美しいまち並みが形成されています。

< 施策実現に関する指標 >

	現状値	目標値 (26 年度)	数値 取得方法
99. 地区計画 2 策定面積	764.4 h a (平成 20 年度)	788.5 h a	業務取得
100. まちづくりに取り組む区民・事業者・地権者等による民間組織数		5 団体	業務取得
101. 江東区のまち並みが美しいと思う区民の割合	40.3% (平成 21 年度)	50%	区民アンケート
102. 景観計画届出敷地面積	982.1 h a (平成 20 年度)	1,222 h a	業務取得

< 施策を実現するための取り組み >

計画的な土地利用の誘導	
目的	まちの将来像を見据え、調和の取れた都市構造を実現します。
取り組み	区を取り巻く社会経済情勢や土地利用の変化に的確に対応するため、都市の将来像を定めた都市計画マスタープランに基づく施策を構築します。これを基に、都市としての健全な発展を促すため、用途地域等の見直しをはじめ、地区の課題や特性を踏まえた地区計画の策定など、都市計画手法の活用を推進・誘導することにより、将来像の実現を目指します。
区民とともに行うまちづくり	
目的	地域主体によるまちづくりを進めるとともに、区民、事業者、行政による適切な維持管理を行います。
取り組み	区民等が主体となって提案するまちづくりに関する調整や、土地利用転換時に必要な公共公益施設の整備を関係者とともに進めるなど、地域と協働のまちづくりを進めます。また、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるため、区民・事業者・地権者等による主体的活動（エリアマネジメント）に対して支援を行います。
魅力ある良好な景観形成	
目的	景観行政団体 <u>3</u> として、区の個性を活かした魅力ある景観を形成します。
取り組み	景観計画に基づいて魅力ある景観の形成を促進するため、水辺や緑、歴史的資源などを活用して、調和のあるまち並みの創出を誘導します。

1 都市施設…道路、公園、上下水道、学校、病院などの都市基盤をなす施設

2 地区計画…一定の地区を対象に、住民の意向を踏まえて定めるまちづくりのルール

3 景観行政団体…景観法に基づいた景観施策を実施する自治体。建築物等の高さ・デザイン・色彩等の基準等を定めた景観計画を策定できる。

施策 29 住みよい住宅・住環境の形成

< 現状と課題 >

マンションの建設が増加し、特に近年は単身用マンションが急増するなど、地域コミュニティの構造が急激に変化する中で、バランスの取れた地域コミュニティや住環境形成の必要性が高まっています。また、老朽化した既存住宅の耐震化や適切な更新、信頼できる住宅の供給など住まいの安全・安心の確保に向けた取り組みが急務となっています。さらに、清潔で美しいまちづくりを進めていくために、まちの美観を損ねるごみのポイ捨てなどへの対策も重要です。

こうしたことから、今後は、住宅の量の確保から質の向上に向けた取り組みへと転換し、住宅の耐久性の向上などの安全・安心対策を図っていくほか、地域の環境美化活動などによる住環境の向上をより一層推進していくことが求められています。

< 施策が目指す江東区の姿 >

多様な生活様式に応じて住み続けられる、快適で安心な住まいづくりが広がっており、地域と調和の取れた住環境が実現されています。

< 施策実現に関する指標 >

	現状値	目標値 (26年度)	数値 取得方法
103 .住宅に満足している区民の割合	66.0% (平成21年度)	70%	区民アンケート
104 .集合住宅において適切に定期的な改修を実施していると回答した管理組合等の割合	39.20% (平成20年度)	60%	業務取得
105 .住環境に満足している区民の割合	63.5% (平成21年度)	70%	区民アンケート
106 . <u>歩道状空地</u> 1の整備(延長・面積)			業務取得

< 施策を実現するための取り組み >

多様なニーズに対応した住まいづくり	
目的	さまざまなライフスタイル <u>2</u> やライフステージに応じた住まいを実現します。
取り組み	高齢者・障害者・子育て世帯などの多様なニーズに対応した住まいの供給を推進するため、大規模開発における誘導や既存物件の <u>コンバージョン</u> <u>3</u> 、民間賃貸住宅への入居支援等を実施します。
良質な既存住宅への支援・誘導	
目的	さまざまな既存住宅のより良好な維持管理を支援します。
取り組み	区の居住形態の大きなウェイトを占めるマンションをはじめとした、さまざまな既存住宅の良好な維持管理や再生を促進するため、相談事業や啓発を実施するとともに、 <u>ユニバーサルデザイン</u> <u>4</u> の視点に立った計画的な修繕やリフォームを誘導します。
良好な住環境の推進	
目的	良好な住環境を実現します。
取り組み	積極的な緑化整備や歩道状空地の確保など、より良い住環境を促進します。

-
- 1 歩道状空地…平成 20 年 4 月施行「江東区マンション等の建設に関する条例」に基づき整備された歩道状空地
 - 2 ライフスタイル…個人や集団の生活様式
 - 3 コンバージョン…建物の用途転換。建物を今までと別の用途に使うために行う部分的な更新技術
 - 4 ユニバーサルデザイン…年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、初めからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立って、快適な環境とするようにデザインすること

施策 30 ユニバーサルデザインのまちづくり

< 現状と課題 >

全国的に高齢化が進行する中、江東区においても高齢化率は約 20%を示し、認知症高齢者も増加傾向にあります。また、障害者や外国人、乳幼児等の子育てを行う世帯も増加傾向を示すなど、総じて支えを必要とする区民が増加しています。また、観光客なども増加する中で、区民だけでなく、江東区を訪れる誰もが安心して安全な生活を送ることのできるまちづくりの必要性が高まっています。

これまで江東区では、主にハード面に関する障害を取り除くバリアフリー施策に取り組んできました。しかし、すべての人が等しくかつ快適に社会のあらゆる活動に参加し、豊かな生活を送るためには、身体的な障害の有無を前提としないユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりを進める必要があります。誰もが使いやすく安心して安全な環境をつくることが求められています。

< 施策が目指す江東区の姿 >

年齢・性別・国籍の違いや、障害の有無等にかかわらず誰もが公平かつ快適に生活できるまちづくりが進められています。

< 施策実現に関する指標 >

	現状値	目標値 (26年度)	数値 取得方法
107.この1年間で、障害者や高齢者の行動を手助けしたことがある区民の割合	42.6% (平成21年度)	60%	区民アンケート
108.この1年間で、1人で出かけた際に障害物などで不便に感じた経験のある区民の割合	68.1% (平成21年度)	40%	区民アンケート
109.福祉のまちづくり条例適合審査・指導件数	32件 (平成20年度)	40件	業務取得

< 施策を実現するための取り組み >

ユニバーサルデザインに対する意識の啓発	
目的	ユニバーサルデザインの意識をより多くの人に普及させます。
取り組み	区からユニバーサルデザインに関する情報提供をするとともに、支えを必要とする人々との交流やふれあいの場を通して区民にユニバーサルデザインの考え方の理解を深めます。また、小学校などで出前講座を実施し、手助けの行動につながる意識の定着を図ります。
誰もが利用しやすい社会基盤整備への誘導・支援	
目的	年齢、性別、国籍などの違いに関わりなく、誰もが快適に施設や設備を利用でき、社会参加が容易な基盤を整えます。
取り組み	民間の建築物等の建設・改築のときに、ユニバーサルデザインを基本とした福祉のまちづくり条例による助言・指導を的確に行うとともに、改修への支援を行います。また、整備後の施設へのNPOやボランティアによるユニバーサルデザインの検証を実施します。

施策 31 便利で快適な道路・交通網の整備

< 現状と課題 >

急激な人口増加や高齢化の進展、産業活動の活発化等に伴い、都市基盤としての道路・交通網の整備・円滑化に対するニーズはますます高まっています。一方、区内の交通事故発生件数は依然として高い水準にあり、道路等の安全性とともに、区民の安全意識の向上も課題となっています。

また、道路・交通網の整備に関する区民の関心は高く、重視すべき取り組みとして、「快適・安全に通行できる生活道路の整備」「鉄道・バス路線の充実」が上位に挙げられています。

こうしたことから、都市計画道路の着実な整備など基盤的道路網の充実を図るとともに、温室効果ガスを削減する観点からも、鉄道による南北交通の結節とバス路線の整備等による公共交通網の充実を図っていく必要があります。また、バリアフリーの視点を持ちつつ安全性・快適性の高い歩行者空間の整備や自転車対策の推進を図るなど道路の機能を向上させることも求められています。

< 施策が目指す江東区の姿 >

利便性の向上とともに安全性・快適性の視点も取り入れられた交通体系が整備されています。

< 施策実現に関する指標 >

	現状値	目標値 (26年度)	数値 取得方法
110．無電柱化道路延長（区道）	14,900m (平成20年度)	16,620m	業務取得
111．都市計画道路の整備率	87.0% (平成20年度)		業務取得
112．交通事故発生件数	1,785件 (平成20年)		業務取得
113．駅周辺の放置自転車数	3,434台 (平成20年度)	2,510台	業務取得

114 .区内自転車駐車場の駐車可能台数	19,740 台 (平成 20 年度)	21,240 台	業務取得
115 .電車やバスで便利に移動できると思う区民の割合	53.9% (平成 21 年度)	66%	区民アンケート

< 施策を実現するための取り組み >

安全で環境に配慮した道路の整備	
目的	安全で環境に配慮した道路を整備し、生活利便性等の向上を図ります。
取り組み	橋梁の耐震化、既存住宅地区の無電柱化等を視野に入れた総合的見地からの計画的な橋梁の修繕・道路改修を実施します。さらに、生活道路網の充実を図るとともに、環境負荷低減のため、排水や騒音に配慮した道路整備や緑化を一層推進します。
通行の安全性と快適性の確保	
目的	歩行者も自転車も安心かつ快適に通行することができる交通環境を整備します。
取り組み	放置自転車の撤去や自転車駐車場、自転車道などの整備、道路の不正使用の是正を進めることにより、安全かつ快適な通行空間を確保します。また、交通安全教育を実施することにより、自転車利用者等のルール、マナーの継続的な普及・啓発を図っていきます。
公共交通網の充実	
目的	公共交通網を充実させ、南北交通の利便性向上と交通不便地域の解消を図ります。
取り組み	南北交通の利便性を高めるために必要な、地下鉄 8・11 号線の延伸事業を実施するにあたって、豊洲 - 住吉間の早期事業化など、区が直面する課題について関係機関での協議を推進します。また、区内交通調査等を実施し、区民の移動実態やニーズを把握した上で、鉄道・バス網ほか新交通システムについても検討します。

基本施策 12 安全で安心なまちの実現

施策 32 災害に強い都市の形成

< 現状と課題 >

江東区は、大都市東京の東南部、沖積層という軟弱地盤のいわゆる江東デルタ地帯に位置し、地盤が低く内部河川も多いため、災害に弱い地域とされています。

これまで江東区では、耐震診断・耐震改修への支援や細街路の拡幅、公共施設の耐震化等を推進してきましたが、首都直下型地震で想定される被害を最小限に抑えるためには、更なる建物の耐震化の促進や救出・救護態勢の確立など総合的な視点からの対策を進めていくことが必要です。また、河川に関しては、これまで着実に進めてきた護岸補強の取り組みとともに、台風による高潮や近年増加している予測困難な集中豪雨による都市型水害等への対策を進めることも求められています。

< 施策が目指す江東区の姿 >

地震や火災、洪水などの各種災害に強いまちが実現しています。

< 施策実現に関する指標 >

	現状値	目標値 (26年度)	数値 取得方法
116. 区立施設の耐震化率	78.3% (平成20年度)	96.1%	業務取得
117. 民間特定建築物耐震化率	75% (平成19年度)	88%	業務取得
118. 細街路拡幅整備延長	9,708.07m (平成20年度)	14,800m	業務取得
119. 浸水被害件数	0件 (平成20年度)	0件	業務取得
120. 耐震対策が施されている橋梁の割合	61.6% (平成20年度)	98.8%	業務取得

< 施策を実現するための取り組み >

耐震・不燃化の推進	
目的	地震で倒壊しない、延焼しないまちづくりを推進します。
取り組み	平成 27 年度までに区立施設の耐震化 100%を目指します。また、民間特定建築物及び個人住宅の耐震化を促進するとともに、助成事業の充実を図ります。さらに、細街路の拡幅等を行い、災害時における延焼の防止に努めます。
水害対策の推進	
目的	予測困難な局地的集中豪雨や高潮等による水害に備えます。
取り組み	高潮等による水害を防ぐ態勢を強化するため、堤防施設等の耐震改修や下水道幹線整備の早期実現を目指します。また、集中豪雨対策としての雨水貯留・浸透施設の整備を推進するとともに、荒川洪水被害を最小限にとどめるためのハザードマップの充実や、水門・排水場等の適切な維持管理に努めます。
災害時における救援態勢の整備	
目的	災害が発生した場合における、救援態勢を整備します。
取り組み	防災倉庫の改修や新設を進めるとともに、物資の輸送ルートを確保するための橋梁の耐震化を早期に完了させます。

施策 33 地域防災力の強化

< 現状と課題 >

防災対策を推進するにあたっては、建物の耐震化や河川護岸の整備等に加えて、「自らのまちは自らの手で守る」という精神に基づいて、一人一人が互いに助けあいつつ災害応急活動をすることの重要性を、すべての区民が認識することが必要です。また、災害時に必要となる救援物資やマンパワーを確保するために、他の自治体や各種民間団体との連携を進めることも重要となります。

江東区では、区民が総力を挙げて防災に協力できるよう、災害協力隊をはじめとする民間防災組織を編成するとともに、民間団体・企業等との協力協定や他自治体との相互協定を結ぶなど、防災体制の整備に取り組んできました。

今後、防災対策をさらに推進するためには、大規模集合住宅等の増加による地域コミュニティの変化に対応しつつ、区民、区、防災関係機関等の連携を一層強化し、地域一帯による災害への対応力を向上させることが必要です。また、確実な災害情報の伝達や避難所等におけるきめ細かい支援に向けた取り組みを強化することも求められています。

< 施策が目指す江東区の姿 >

区民の防災意識の向上と、地域における防災活動や災害時における救助救援体制等の確立により、地域防災力が強化されています。

< 施策実現に関する指標 >

	現状値	目標値 (26年度)	数値 取得方法
121. 家庭内で防災対策を実施している区民の割合	45.0% (平成21年度)	70%	区民アンケート
122. 避難場所・避難所を理解している区民の割合	73.9% (平成21年度)	90%	区民アンケート
123. 自主防災訓練の参加者数	28,012人 (平成20年度)	29,000人	業務取得

124 .災害情報の入手方法が充実していると思う区民の割合	32.2% (平成21年度)	55%	区民アンケート
-------------------------------	-------------------	-----	---------

< 施策を実現するための取り組み >

防災意識の醸成	
目的	個人・家庭レベルでの防災意識の向上を図り、災害に備えます。
取り組み	「地区別防災マップ」「防災パンフレット」等の作成・配布、総合防災訓練の実施とその周知徹底を通じ、区民の防災に対する意識の高揚を図ります。
災害時における地域救助・救護体制の整備	
目的	地域内での救助・救援体制の整備を促進します。
取り組み	継続的な防災訓練等を通じて、区・防災関係機関・災害協力隊の連携を強化します。また、災害協力隊や自主防災訓練への区民参加を促進し、災害時の対応への習熟を図ります。特に臨海部など大規模集合住宅等に重点を置いた、新規災害協力隊の結成に向けた啓発活動の促進を図ります。
災害時の避難所等における環境整備	
目的	災害時における情報提供や物資供給が迅速かつ的確に行われるよう、避難所等の環境整備を促進します。
取り組み	ビルの高層化や臨海部開発に伴い、同報無線を効率的・計画的に整備するとともに、より質の高い無線システムの導入を図ります。また、新規避難所の指定に合わせ、防災無線や一斉情報配信システムの受信端末を増設します。加えて、高齢者、乳幼児等、災害時要援護者の幅広いニーズに応えられる質を考慮した食料や生活必需品、資機材の整備充実を図ります。

施策 34 事故や犯罪のないまちづくり

< 現状と課題 >

江東区では、事故や犯罪のないまちづくりに向け、防犯パトロール団体を募集し、地域住民による継続的な防犯活動の支援に取り組むほか、江東区パトロールカーを使用した、効果的・効率的なパトロールを実施するなど、さまざまな取り組みを進めています。このような努力により、江東区内の刑法犯認知件数は近年減少傾向にあり、中でも侵入窃盗については大幅な減少を示しています。

しかしながら、治安の良さに満足している区民は依然として少ない状況が続いています。区民の不安感を払拭し、安全で安心な生活を確保するには、防犯対策とともに、地域内の事故やけがの発生を予防する対策も不可欠であり、そのための横断的な取り組みが必要です。

こうしたことから、町会・自治会、警察・消防、医療機関、行政等の官民の関係機関が連携して、安全・安心のまちづくりに向けた取り組みを強化していくことが求められています。

< 施策が目指す江東区の姿 >

区民と区が連携した防犯対策により、安心して暮らせる安全なまちが実現しています。

< 施策実現に関する指標 >

	現状値	目標値 (26年度)	数値 取得方法
125. 治安が悪いと思う区民の割合	21.6% (平成21年度)		区民アンケート
126. 区内刑法犯認知件数	6,718件 (平成20年度)		業務取得

< 施策を実現するための取り組み >

防犯意識の醸成	
目的	区民の防犯意識を高め、誰もが安全・安心して住み続けられるまちを実現します。
取り組み	生活安全ガイドブックの配布、地域における防犯のつどいや防犯教室、学校施設等での安全教室の開催等により、防犯に対する啓発に努め、防犯意識の高揚を図ります。
地域防犯力の強化と防犯環境の整備	
目的	町会・自治会、警察、行政等関係機関が一体となり、防犯環境を整えます。
取り組み	安全・安心パトロール団体への支援体制の強化や、団体間ネットワークの構築による地域防犯力の強化により、積極的な防犯活動を促進します。また、江東区パトロールカーでのパトロール活動を強化し、安全安心まちづくり推進地区への防犯カメラや防犯灯設置を推進します。さらに、メールマガジン等を活用した情報伝達方法の整備等により、犯罪の未然防止と発生時の迅速な対応を図ります。

計画の実現に向けて

(1) 区民の参画・協働と開かれた区政の実現

< 現状と課題 >

近年、企業や事業者が自らの社会的責任に基づく地域への貢献活動を行うとともに、NPOやボランティア等が地域で活発に活動するようになっていきます。このような団体が、区との協働で公共サービスに関する事業を展開する事例も見られるなど、新たな公共の領域を担う行政のパートナーとしての役割を果たしつつあります。

しかし、区民は、区民と区との協働については以前よりも良くなってきていると認識していますが、更なる充実を求めています。

今後も生活様式の多様化に伴い、区民ニーズが複雑化・高度化していくことが見込まれます。区には、区民の参画や協働をより一層図っていくための環境や仕組みを拡充していくことが求められています。さらに、情報公開制度の充実による、より開かれた区政の実現も必要とされています。

< 目指すべき江東区の姿 >

区、区民、NPO、ボランティア、事業者等が情報を共有しながら主体的に参画・協働することで、行政サービスの質の向上が図られるとともに、透明性と公正さを兼ね備えた行財政運営が行われています。

< 計画実現に関する指標 >

	現状値	目標値 (26年度)	数値 取得方法
127 .江東区政が区民に対して開かれていないと思う区民の割合	14.7% (平成21年度)	0%	区民アンケート
128 . 区の協働事業の数	105 (平成20年度)		業務取得
129 .公募による区民参加を行っている審議会・協議会等の割合	21.2% (平成20年度)	30%	業務取得
130 .1日当たりの区ホームページアクセス件数	3,883件 (平成20年度)	5,000件	業務取得

< 計画を実現するための取り組み >

区民参画と協働できる環境の充実	
目的	区民が行政に主体的に参画し協働する環境の充実を図ります。
取り組み	区民参画と協働に関する方針（ルール）を策定するとともに、区民同士が交流する機会や場を創出することにより、参画・協働の基盤を整えます。また、地域で活動するさまざまな団体を支援し、行政活動への参画や協働を促進します。
積極的な情報提供・共有と透明・公正な行財政運営	
目的	区政に関する必要な情報を、区民・事業者・区等が共有し、透明・公正な行財政運営を実現します。
取り組み	公文書等のより一層の適切な管理と情報公開・個人情報保護制度の更なる充実を図るとともに、区報をはじめとする情報媒体について、区・区民双方向からの情報発信ができるものにするなど、より効率的な活用を図ります。さらに、総合評価方式の確立など、契約制度の充実を推進します。

(2) スリムで区民ニーズに的確に対応した行財政運営

< 現状と課題 >

国の地方分権改革や都区制度 1 改革の進展、P F I 2・指定管理者制度 3 などの民間活力を活かした行政サービス提供の仕組みが広がる中で、今後も基礎自治体の役割・業務やそれに伴う財源・権限などの枠組みは大きく変化していくことが見込まれています。

また、江東区では近年の急激な人口増加に対応する施設整備の必要性や、今後、多くの区内公共施設が大規模な改修や改築の時期を迎えることなどから、多額の財政負担も想定されています。

こうした状況の中で、区民に質の高い行政サービスを提供し続けていくためには、職員定数の適正化に留意するとともに、外部環境の変化への柔軟な対応が可能な組織体制や、事業の的確な取捨選択などを可能とする機能を持つ行財政運営を確立することが求められています。

< 目指すべき江東区の姿 >

江東区を取り巻く環境が急激に変化する中でも、不断の改善により効率的な行財政運営が行われています。

< 計画実現に関する指標 >

	現状値	目標値 (26年度)	数値 取得方法
131 .外部評価によって改善に取り組んだ事業数(累計)			業務取得
132 .指定管理者制度導入施設数	98 施設 (平成 21 年度)		業務取得
133 . 職員数	2,952 人 (平成 21 年度)		業務取得
134 .職員の対応が悪いと思う区民の割合	13.4% (平成 21 年度)	0%	区民アンケート

< 計画を実現するための取り組み >

施策・事業の効率性の向上と行政資源の有効活用	
目的	多様な経営管理手法と行政資源の活用により、効率的な行財政運営を行います。
取り組み	アウトソーシングの進捗状況についての検証を定期的に行うとともに、民間活力の積極的な活用により職員定数の適正化を図ります。また、第三者による行政評価システムの導入、指定管理者制度の検証と活用、PFI等の民間開放手法の検討などを進めます。さらに、新公会計制度の活用など、多様な経営管理手法の検討と活用を図ります。
状況変化に柔軟かつ迅速に対応する組織体制の確立	
目的	多様化・高度化する行政需要に柔軟かつ迅速に適應できる組織体制を確立します。
取り組み	さまざまな行政需要に対応できるよう、常に組織体制の改善を図るとともに、横断的な連携・協力体制が図れる組織を確立します。
政策形成能力を備えた職員の育成	
目的	江東区の将来像実現に向け、自ら考え行動する職員を育成します。
取り組み	職員による自主的な調査・研究の促進や、職員の国及び他団体への長期派遣、大学や民間企業等への派遣を実施します。また、プレゼンテーション能力やマネジメント能力に資する研修を充実させます。

1 都区制度...特別区の区域は人口が高度に集中する大都市地域であることから、行政の一体性・統一性を確保するために、都が市町村事務の一部（消防、上下水道など）を行う制度

2 PFI...公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営ノウハウ及び技術的ノウハウを活用して行う手法。P(Private)、F(Finance)、I(Initiative)の頭文字

3 指定管理者制度...地方自治法に基づき、区が設置する公の施設を民間事業者が管理すること

(3) 自律的な区政基盤の確立

< 現状と課題 >

平成 12 年の都区制度改革によって、特別区は基礎自治体としての明確な地位を確立しましたが、現在も都区双方において、都区の役割分担や税財政制度等について検討が進められています。また、国においても、道州制など地方分権改革の検討が進んでおり、今後の都区のあり方や、特別区のあり方を明確化することが求められています。

一方、基礎自治体としての江東区が区民に適切なサービスを持続的に提供するには、安定的な財政基盤が必要不可欠です。しかし、江東区の歳入の約 6 割は、景気変動に大きく影響されやすい特別区税と特別区交付金¹であり、また、国が検討している地方財政制度の見直し内容によっては、財政基盤を取り巻く状況が大きく変わることも考えられます。このことから、引き続き、不断の財政健全化に努めていく必要があります。

さらに、行政ニーズが複雑化・高度化する中で、区政運営のすべてを行政が担うのは区財政を必要以上に圧迫してしまう懸念もあるため、今後は区民・事業者などとの適切な役割分担による、効率的で効果的な区政運営を実現していくことが求められています。

< 目指すべき江東区の姿 >

都区制度の見直しや道州制の導入といった一連の自治制度の変化に柔軟に対応しつつも、確固たる財政基盤を基にして、自律した区政運営が展開されています。

< 計画実現に関する指標 >

	現状値	目標値 (26 年度)	数値 取得方法
135. 経常収支比率	75.1% (平成 20 年度)	80%	業務取得
136. 公債費比率	3.7% (平成 20 年度)	5.0%	業務取得
137. 基金残高と起債残高との差 し引き額	44,251 百万円 (平成 20 年度)	0 円	業務取得

138．特別区民税の収納率			
(現年分)	96.8%	97.75%	業務取得
(滞納繰越分)	26.19%	27%	
(全体)	92.76%	93.08%	
	(平成20年度)		

< 計画を実現するための取り組み >

自律的な区政基盤の強化	
目的	江東区を取り巻く社会経済状況に柔軟に対応するとともに、自律的な区政基盤を強化していきます。
取り組み	都区の役割分担の明確化を進め、権限や財源の移譲を進めます。また、自律に向けた江東区独自の取り組みを推進します。
安定的な区政運営が可能な財政基盤の確立	
目的	適切な区民サービスを持続的に提供できるよう、安定的な区政運営が可能な財政基盤を確立します。
取り組み	徹底した歳出削減を推進するとともに、特別区民税等の収納の向上を目指し、新たな財源等の確保策の実施を進めます。

1 特別区交付金...都区財政調整制度に基づく交付金。本来は、市町村が直接徴収して財源とすべき固定資産税・市町村民税法人分・特別土地保有税の三税を一旦、都が全て徴収し、その収入の45%が都に、残りの55%が特別区に交付される。